

行政改革の推進方策に関する答申

昭和60年7月22日

臨時行政改革推進審議会

序 論

1. 行政改革の現状と課題

臨時行政調査会の第1次答申以来、国民的課題として続けられてきている行政改革は、この7月で5年目を迎える。活力ある福祉社会の建設と国際社会に対する積極的貢献を、今後の行政の目指すべき二大目標とする今回の行政改革は、国民の大きな支持を得て今日まで推移してきている。

しかし、臨時行政調査会答申の指摘した具保的改革の進行は、ようやくその道程の半ばに達したところであり、今後なお改革方策の実施の着実な努力が必要である。さらに同答申が述べる行政改革の理念を実現するためには、より幅広い問題の検討と改革方策の具体化が求められる。

もちろん、これまでの間においても、臨時行政調査会答申に基づく重要な改革方策が推進され、実行されてきている。総務庁の設置と10省庁の内部部局の再編成、電電・専売両公社の民営化、医療保険制度の改革と公的年金制度の一元化など、これまでにとられてきた数多くの措置は、極めて意義のあるもので

ある。またこの間、歳出・歳入の間に巨額の要調整額が見込まれたにもかかわらず、基本的には増税に頼ることなく、行財政の見直しによる歳出削減を中心に、国民の協力を得てこの事態を乗り切り、行財政事情のより一層の悪化をくい止めてきている。

しかし、行政改革の課題は、なお多く残されているのである。

第1に、行財政事情はその悪化がくい止められているにとどまり、財政再建は政府における今後の格段の努力にかかっている。我が国財政を、増税に頼ることなく、昭和65年度までに赤字公債依存体質から脱却させるためには、「増税なき財政再建」を基本方針に、制度・施策の根本に遡る思い切った改革が引き続き推進されなければならない。

第2に、国の行政改革のうち当面の最重要課題である国鉄の抜本改革である。年々巨額の赤字を生む国鉄の改革は一刻の猶予も許されない。そして今や根本からの改革なしには、事業再建はあり得ないのである。政府は、来るべき国鉄再建監理委員会の答申に基づき、早急に経営形態の抜本的改革を実施する必要がある。

第3に、国と車の両輪の関係にある地方行財政の改革を進めることである。我が国全体

としての行政改革の実効を挙げるためには、地方行革の推進が不可欠である。地方公共団体の行政の簡素・効率化と自主性・自律性の強化の両面からの改革が、新しい時代の要請にこたえ得る地方公共団体の体制をつくる。

第4に、行政の役割の単なる見直しにとどまらず、今後、より積極的に民間の活力が発揮・推進できるような方策を講じていくことである。現在の新しい技術革新と社会変化の動きは、民間活力のより広範な発揮を可能とする基盤をつくりつつあり、これに即応して規制の緩和や民間活力活用の諸措置が講じられなければならない。

第5に、新しい時代の要請に応え得る行政の機構や制度を整備することである。行政の複雑多岐化の中で、その総合調整機能の強化を図ることは必然の課題である。また国民の信頼を確保するため、公務員制度や情報の公開と管理、行政手続等の問題について、その改善を積極的に検討していく必要がある。

以上のような今後の行政改革の課題について、臨時行政調査会の答申に基づき、引き続き積極的な取組がなされなければならない。当臨時行政改革推進審議会は、行政改革を更に進展させるため、これらの課題の中で、政府の要請に基づき、あるいは自主的に、行政の総合調整機能の充実方策、地方の自主性・自律性の強化方策、規制緩和など民間活力の発揮・推進方策を検討した。

2. 新たな推進方策の基本方向

(1) 行政全体の総合性確保

行政組織は、いついかなる場合でも、変化への対応力に富み、総合的、効率的かつ公正に運営され、国民の信頼を確保し得る

ものでなければならない。とりわけ、社会の発展に伴う行政需要の複雑多岐化の中で、各省庁による行政の機能分担（いわゆる「タテ割り」行政）は高度化せざるを得ず、そのため行政の総合性を確保する調整機能の強化が一層必要となってきた。

臨時行政調査会答申は、このような認識の下に、当面の総合調整機能強化方策を提言した。その結果これまでに、総理府の部局と行政管理庁を統合し、人事管理、組織・定員管理、行政監察、統計、その他特定行政部門の総合調整等を担当する総務庁が設置された。このほか、国土庁における大規模地震等防災行政体制の整備等が実施されているが、残された問題は多い。

特に、行政運営に最終責任を負う内閣の総合調整の体制は、調整問題の複雑・重大化に伴い、内閣総理大臣及び内閣の指導性の発揮が求められる機会と重要性が著しく増大しているにもかかわらず、十分に対応し得るようになっていない。国際化の進展に伴い対外関係の重要性が増大し、国際・国内関係の高度化により緊急事態発生の可能性の高まっている現在、その的確・機敏な対応のため、内閣を中心とする総合調整機能の強化は喫緊の課題である。

その際とりわけ重要なのは、第1に、内閣総理大臣及び内閣の指導性発揮を支える体制を強化すること、第2に、情報の収集、整理、分析・証価及び連絡体制を整備すること、第3に、全政府的観点に立って人事政策を改善していくことであり、そのような努力が、各省庁による行政の機能分担を前提とした政府機構の総合的・効果的な運営を確保することとなる。

もちろん、行政各分野における省庁レベルの総合調整についても、その機能が強化される必要があり、臨時行政調査会答申で指摘された国土行政等の総合調整機能の改善方策は着実に実施されなければならない。

とりわけ、今回取り上げた科学技術行政の総合調整の問題は、我が国の将来の発展の基盤として重要な意味を持つ科学技術の振興に係わるものであり、その改革の意義は極めて大きい。

我が国の科学技術振興の現状をみると、国全体としての科学技術政策の企画・立案及び国、大学、産業界を通ずるその総合的な推進の両面で大きく立ち遅れており、このままでは天然資源に乏しい我が国が、科学技術に依拠して21世紀における繁栄を目指すことはできない。したがって、創造的な基礎的研究を重視した科学技術振興の総合的な政策を確立し、国の試験研究機関や大学の研究の活性化を進め、産業界との交流等を強化していくなど、科学技術行政の総合調整機能を充実していくことが極めて重要なのである。

行政の総合性を確保する努力は、多様な目的を追求し、かつ不断に変化しつつある行政において、全体としての成果を最大化しようとするものである。したがって、行政改革の基本課題の一つとして、今回提言した改革方策の実現にとどまらず、行政のあらゆる段階や部門において、引き続き改革の努力がなされることが望まれる。

(2) 地方行革の計画的実施

今日、国自体の行政改革を進めると同時に、次の二つの面から、地方公共団体にお

ける行政改革を進めることが重要な課題となっている。

第1は、地方公共団体の行政を時代の変化に即し、簡素・効率的なものとする事である。このため、行政の肥大化を防止し、不適正な給与・定数を是正し、行き過ぎた事務・事業を見直し、民間活力や新しい技術を活用していくことが必要である。このような努力は、地域住民の負担の増大を抑制し、また地方公共団体が真に必要な役割をより多く果たすことを可能にする。

第2は、地方公共団体の自主性・自律性を強化することである。このため、地方公共団体の組織や運営に対する国の過剰な関与や介入を改め、機関委理事務を団体の事務とし裁量の余地を拡大するとともに、国の権限を地方公共団体に委譲していく必要がある。地方公共団体の簡素・効率化の努力と併せ、こうした地方公共団体の自主性・自律性の強化により、地域の要請に責任をもってこたえ得る地方行政を確立することができるのである。

このような地方公共団体の簡素・効率化と自主性・自律性強化の両面にわたる地方行革を推進する上で、地方公共団体自らの積極的な意欲が重要であることは言うまでもない。しかし、地方公共団体の中には、従来から行政改革に取り組み、かなりの成果を挙げているところもあるが、改革努力の十分でない団体も少なくないのである。

このため、政府においては、地方公共団体の行政を簡素・効率的なものとする観点から、今後の指針となるべき「地方行革大綱」を策定し、地方公共団体に対し自主的、積極的な改革努力を求めている。同大綱で

示された全地方公共団体における改革方針決定とその後3か年の改革計画遂行は、地方公共団体が新しい時代の要請にこたえ得る体制をつくることができるかどうか、その成否を問うものであるとよい。改めて各地方公共団体の努力が期待される。

他方、地方公共団体の自主性・自律性をより一層強化するため、当審議会としては、昨年の地方公共団体に対する国の関与・必置規制の整理合理化に関する提言に引き続き、今回、機関委任事務及び国・地方を通ずる許認可権限等の在り方に関する提言を取りまとめた。国と地方の関係の明確化を図りつつ、地方公共団体の責任と自主性・自律性を高めていくことは、今後の地方自治充実の基本方向である。地方公共団体の行政改革を促進していくためにも、政府は、今回の提言を含め、地方公共団体の自主性・自律性強化措置を着実に推進していくべきである。

(3) 民間活力の発揮・推進

臨時行政調査会は、行政改革の重要な目標の一つとして、民間活力の発揮・推進を提言した。しかし、その具体的方策においては、三公社の民営化など早急に対応しなければならない重点課題に限られ、行政の広範な領域において積極的に民間活力を発揮・推進させる措置の検討は、今後に委ねられた。

本来、民間の活力は、民間事業部門における市場・競争原理の発揮、個人生活部門における自立・自助原理の推進、社会集団部門における互助、連帯原理の助長により増大していくものである。したがっ

て、民間活力を發揮し得る分野や活動主体は、極めて多岐にわたり、民間活力を推進するための方策も、行政のあらゆる部門について検討し、実施していかなければならない。

なかでもとりわけ緊要なのは、民間活力の發揮を阻んでいる行政の制度や運営を是正することであり、また不必要に民間活力の活用の余地を閉している現状を改めることである。このような観点から、今回の答申では、公的規制の見直しと国有地の有効活用の方策を検討することとした。

我が国は、今や、明治以来の追い付き型近代化をほぼ達成し、民間部門は過去に比べてはるかに多くの経済力、情報力などを持つようになっている。しかも近年世界的に見られる第3次産業革命とも言うべき技術革新の波は、そのような民間部門の活力の基盤を、更に飛躍的に拡大しようとしているのである。今や新しい社会発展を主導するのは、政府よりは民間部門であると言ってよい。

むしろ、政府は、保護助成よりは規制緩和によって、特に、技術革新の可能性を考慮していない従来の規制の大胆な見直しによって、民間活力の發揮を推進すべきである。厳しすぎる監督や規制は、企業の自主性の發揮を妨げるばかりか、逆に企業の行政への依存体質を強めることとなっている。また、国際的に開かれた競争体制の導入を阻むこととなる。したがって、当面実施可能な緩和措置は直ちに実施するとともに、規制緩和による民間活力の發揮・推進を、今後の行政運営の基本方向の一つとして、公的規制の段階的、計画的な緩和を強力に

推進すべきである。

また、公的部門の資産や施設等について、公益上支障がない限り、民間や地域社会に開放していくことが望ましく、民間や地域社会の活力をいかしていく上でも、その有効活用を図ることが要請されている。特に、国有地については、国民全体の貴重な資源であり、土地対策、都市整備等の面から有効に活用していく必要があり、公用公共用優先の基本的原則は維持しつつも、できる限り民間の活力を活用してその有効利用を図る必要がある。政府は、国有地の非効率な使用の現状を総点検し、その活用のため積極的に民間活力を導入していくべきである。

民間活力の発揮・推進のための方策は、以上にとどまらず、国民の自立・自助推進の観点に立った保護助成の見直し、企業の効率導入のための官業の民営化、民間参入、民間委託、地域・社会集団の連帯を助長するボランティア、公益組織活動などの促進等がある。政府においては、今後中長期的な観点に立ち、これらの施策を重視して推進していく必要がある。

臨時行政調査会答申に基づく行政改革を更に発展・継続させるため、以上に新たな改革推進の基本方向を述べたが、その一環として早急に取り組むべき方策を以下に示すこととする。

第1部 総合調整機能等の充実方策

内閣の総合調整機能の在り方

1 基本的考え方

ア 社会の高度化に伴い、行政需要は多様化し、行政運営は専門性の度を深めている。したがって、各省庁による行政の機能分担は、行政の効率性を確保する上で不可欠である。しかし、同時に、行政諸分野相互の結びつきはより緊密となっており、総合調整を的確・機敏に行う必要性も強まっている。とりわけ、近年、このような総合調整の必要性は次の二つの理由により著しく増大した。

第1は、国際的相互依存関係の深化により、対外関係と国内行政との結びつきがかつてなく多様化し、緊密となってきたことである。今日いかなる行政分野も、対外関係を全く無視しては、適切な行政運営はなし得ないと言って過言ではない。

第2は、高度技術社会の到来と社会生活全体の複雑高度化、さらに、我が国の国際的役割の増大と我が国周辺の国際政治面での重要化等により、緊急な対処を要する重大な事態発生の可能性が潜在的に高まっていることである。

イ 対外政策や緊急事態は、その処理が遅延し、また適切さに欠ける場合、重大な損失や被害を招来しかねない。的確・機敏な対応は、これらの分野において、とりわけ重要なのである。

しかし、緊急事態や内政と深く結びついた対外関係の処理に当たっては、関連する行政分野はしばしば多岐にわたり、その総合調整は、必ずしも容易ではない。その上、従来の省庁分担体制や制度・施策の枠組みでは対処できないような新し

い行政課題が頻出している。したがって、各省庁による行政の機能分担を前提としつつ、我が国の行政において総合調整機能を強化することは、現在まさに緊要の課題となっているのである。

ウ 我が国では、行政の総合調整は、各省庁とりわけ総合調整官庁による省庁レベルの調整努力を前提とし、内閣総理大臣及び内閣により最終的に確保される仕組みになっている。したがって、行政における総合調整機能を強化するためには、各省庁なかでも経済企画庁、科学技術庁等の総合調整官庁が、全政府的視野に基づき、その体制の見直しを含め調整機能を活性化することが必要である。

エ しかし、更に重要なことは、対外政策や重大な緊急事態等に対して、最終的な責任をもつ的確・機敏に対応するために、内閣総理大臣及び内閣の指導性が、行政運営の全体を通して十分に発揮されることである。内閣総理大臣及び内閣の指導性発揮は、内閣総理大臣及び各国務大臣の見識と指導力に大きく依存するが、それに加え、直接補佐する内閣官房が的確・機敏に機能し得る体制となっていることが不可欠である。内閣総理大臣及び内閣による総合調整は、高度かつ政治的な判断を要するものであり、したがって、その補佐体制は、内閣総理大臣及び内閣の意を体して機動的に作動し得るよう、柔軟・簡素・効率的なものでなければならない。このような観点から、内閣を中心とする総合調整機能の強化を推進する必要がある。

2 対外政策の総合的实施体制の整備

国際的相互依存の深化、我が国の経済的地位の向上とそれに伴う国際的役割の変化等により、国際関係と国内行政との結びつきは多様化し、緊密になっている。それに伴い、対外関係への影響を考慮せずには処理し得ない行政分野が増大し、また、関連する国内行政への深い理解なしには適切に対処できない対外問題も多くなっている。さらに、対外関係の処理においては、経済と安全保障、金融と通商、あるいは政治と文化など異なる分野の問題が相互に関連し、一体的に処理されなければならないようなケースが増えてきている。

しかし、現状は、対外関係の専門化、複雑化等により対外処理の多元化が一方的に進行し、外務省はじめ関係省庁の総力を挙げた総合的立場からの対処が常に十分行われているとは言い難い。

また、近年の深刻な対外経済摩擦に顕著に示されるように、対外問題には、限られた時間内で相手国と合意に達するよう迅速・的確に処理しなければならない場合が多い。

しかし我が国の行政の通常の政策決定方式は、下から関係者の合意を積み上げていく方式が支配的であり、決定までに長時間を要することが少なくない。複雑な国内調整を必要とする場合には、決定の遅延は一層甚だしくなり、対外政策の迅速・的確な決定を妨げる要因となっている。したがって、対外政策の迅速・的確な処理については、積上げ方式による政策決定に頼るだけでなく、当初から関係省庁の幹部が政策形成に参加し、さらに、状況に応じ、内閣総理大

臣及び内閣が強力な指導性を発揮することが極めて重要となる。

しかしながら、現状では、このような対外政策の迅速・的確な処理のための内閣官房の補佐体制は不十分であり、内閣総理大臣及び内閣の指導性が十分に発揮される仕組みとなっていない。

特に、対外政策に関する内閣官房の補佐体制は弱体であり、その強化のためには、事務レベルにおける対外政策調整の担当責任者及び少数精鋭のスタッフが不可欠である。その際、高度の政策調整を行うという内閣に期待される機能を十分に補佐するため、内閣総理大臣及び内閣官房長官の意向を体して行動することができるような事務次官に準ずるクラスの人物を配置して、対外政策調整の事務を担当する責任者とすべきである。また、内閣官房副長官の下にその担当責任者を長とする直属の組織を置いて、機動的かつ効率的に活動させることが適切である。

いわゆる首脳外交をはじめ対外問題処理の形態は多様化しているが、我が国の対外政策が政府全体として統一的な判断の下に一体的に進められなければならないことは言うまでもなく、いわゆる二元外交の弊は厳に回避すべきである。

以上の観点から、我が国の全体的・長期的国益を踏まえ、総合的・機動的な対外政策の実施を確保するため、次により内閣及び外務省を中心とする総合的な対処体制を確立すべきである。

(1) 関係閣僚等による会議の機動的開催

現在、対外経済摩擦問題に総合的に対

処するため、内閣総理大臣を本部長とする対外経済対策推進本部が設置されているが、今後とも対外政策を一体的・機動的に処理するたれ、必要に応じ、内閣総理大臣の主導の下に、関係閣僚等による会議を機動的に開催し、閣僚レベルにおける協議、与党との調整等の強化・充実を図る。

(2) 内閣官房の体制強化等

対外政策に関し行政各部の施策の統一保持上必要な総合調整を行うため、上記対外政策調整の担当責任者を長とし、幹部職員に優秀な人材を配する外政調整室（仮称）を内閣官房に設置し、内閣官房の対外政策に関する体制を強化する。対外政策に関する関係閣僚会議の事務は、同室において担当する。

なお、外政調整室は、対外関係を主因として発生し、かつ、その処理に当たって対外的配慮を優先すべき問題について、関連する国内問題を含めた全政府的な意思決定が迅速・的確に行われるよう政府部内の総合調整を行うものである。

(3) 対外関係処理に当たっての行動ルールの確立等

各省庁は、外務省の対外関係の事務処理上必要な情報を積極的かつ速やかに同省に連絡するとともに、外務省は、各省庁の所掌事務の遂行上必要な情報を積極的かつ速やかに関係省庁に伝えるとの方針を確立する。

外務省及び各省庁間の円滑な情報連絡が情報の秘匿性の確保に対する不安

感により妨げられていることにかんがみ、外務省及び各省庁においては、部内情報連絡のルール（連絡情報、連絡責任者、連絡ルート等）を確立し、かつ、保秘体制を強化する等所要の措置を講ずる。

対外交渉の首席代表は、交渉前に関係省庁と十分協議して対処方針を定めるとともに、交渉の経過を常時関係省庁に連絡するルールを確立・遵守する。

なお、地域の実情や問題を的確かつ総合的にとらえるためには、地域専門家が極めて重要であることにかんがみ、その育成体制の充実を図る。

3 緊急事態の対処体制の確立

緊急事態には、直接侵略等の軍事危機を除いても、大規模地震のような自然災害のほか、大停電、通信網の断絶等のような人為的事故、エネルギー危機等の経済的危機、さらに、領空・領海侵犯や他国による航空機撃墜、政治的意図を持ったテロ・ハイジャック事件、騒擾事件等が考えられる。このような緊急事態の発生は、国民生活の複雑高度化、国際的依存関係の深化と我が国の国際的役割の増大等の結果、従来よりもその潜在的な可能性が高まっており、対処体制の整備は緊要の課題となっている。

このような緊急事態に対しては、発生の予測・予知、予防・回避、事態への対処と被害の局限及び原状への速やかな復帰のためにあらゆる努力が必要である。しかし、行政運営の通常の処理方法、ルールによっては、それらに迅速・的確に対処することは困難である。その上、緊急事態は国民生

活や国際関係等に極めて重大な影響を及ぼすおそれがあり、またその処理は多数省庁の所管に係わっている。したがって、事態への迅速・的確な対応には内閣総理大臣及び内閣の指導性の発揮が不可欠なのである。

しかし現状は、大規模災害等一部の緊急事態について対処体制が比較的整備されているものの、他の緊急事態やそれらの複合的な出現に対しては、発生の予測・予知のための情報収集、分析・評価がほとんど行われていない、関係機関相互間の迅速、緊密な情報連絡体制が不十分である、全政府的な意思決定を迅速に行うための仕組みや対処方針が十分に確立していない、政府全体を通ずるマニュアルが整備されていない、事態発生時に中枢的機能を果たす官邸は狭隘かつ旧式で、交通・通信設備も完備していない等、極めて問題が多い。

以上の観点から、緊急事態に内閣として有効、適切に対処し、有事に至らしめないようにするため、内閣を中心として、次のとおり対処体制等を整備する必要がある。

(1) 安全保障会議（仮称）の設置

国防会議の機能の活性化という臨時行政調査会答申の趣旨の実現を図るとともに、国家の安全に係わる重大事に発展するおそれのある緊急事態（以下、「重大緊急事態」という。）に対する対処体制の整備等を推進するため、内閣に、安全保障会議を設置する。

安全保障会議は、国防会議の所掌事務を継承する。安全保障会議の設置に伴い、国防会議は廃止する。

内閣総理大臣は、現在国防会議に諮問することとされている事項については、安全保障会議に諮問しなければならない。

安全保障会議は、現行国防会議の国防に関する事項に係る任務のほか、重大緊急事態に関する次の重要事項について平常時から調査審議し、必要に応じ内閣総理大臣に対して意見を述べる任務を有する機関とする。

- i) 重大緊急事態対処の基本方針
 - ii) 情勢分析及び重大緊急事態の想定
 - iii) 重大緊急事態に対処する政府部内の情報連絡、意思決定の仕組み等に関するマニュアル
 - iv) その他国家の安全に係る重要事項
- 緊急事態発生の際の対処は、その態様に応じ可能な限り、既存の法制あるいはマニュアルに従って行うが、内閣総理大臣は、重大緊急事態が発生し、かつ、必要があると認めた場合には、安全保障会議を召集して、対処措置等を同会議に諮るものとする。

安全保障会議は、内閣総理大臣を議長とし、外務大臣、大蔵大臣、内閣官房長官、国家公安委員長、防衛庁長官及び内閣法第9条の規定によりあらかじめ指定された国務大臣をもって構成する。

安全保障会議には、議長が必要と認めた場合には、構成員以外の閣僚等も出席し、審議に参加することができるものとする。

なお、このように国防に関する重要事項と重大緊急事態への対処を統一的に扱

うことにより、情報の収集・分析機能の充実等が図られ、国防会議の機能が活性化し、有事に対する適切なシビリアン・コントロールを確保することができるのである。

(2) 緊急事態対処に係る総合調整機能の充実等

緊急事態対処に関する内閣官房の補佐体制を強化するためには、対外政策調整の場合と同様の考え方による緊急事態対処の事務レベルにおける担当責任者及び少数精鋭のスタッフの配置が不可欠である。

ア 内閣官房の体制強化等

国防に関する重要事項及び緊急事態対処に関し行政各部の施策の統一保持上必要な総合調整を行うため、内閣官房副長官の下に、事務次官に準ずるクラスの上記担当責任者を長とし、幹部職員に優秀な人材を配する安全保障室（仮称）を内閣官房に設置し、内閣官房の緊急事態対処に関する体制を強化する。安全保障会議に関する事務は、同室において担当する。

イ 情報連絡体制及び意思決定の仕組み等の整備

安全保障室は、緊急事態に関する諸情勢の分析・評価、緊急事態対処の方策の検討等を行うとともに、緊急事態発生時の対処体制（対策本部、各省庁連絡会議の設置等）及び各種マニュアルの整備等について、関係各省庁の施策の総合調整を行う。

特に、緊急事態発生時の情報連絡については、関係情報を入手した省

庁は、安全保障室及び対応上重要な関係を有する他省庁（秘匿を要する場合は関係部局長に限定）に速やかに連絡するという基本原則を確立するとともに、政府部内の情報連絡体制（連絡責任者、連絡ルート、24時間体制等）を早急に整備し、そのマニュアル化を進める。

（3）報道・広報対策

緊急事態への対処を成功に導くには、国民の理解と協力が不可欠である。情報不足や誤った情報により国民が無用の不安や混乱に陥るのを防ぐとともに、緊急事態の悪化を阻止し、国家と国民の安全を守るためには、情報の秘匿を含め慎重な対処を行う必要があること等にかんがみ、あらかじめ報道機関との調整や広報対策について政府部内の方針の統一を図っておく必要がある。

（4）緊急事態対処のための基盤整備

我が国内外の情報の収集・分析体制を強化するため、内閣官房内閣調査室を同情報調査室（仮称）に改組するとともに、情報の総合的な把握を図るため、内閣官房副長官が主宰し、情報調査室、外務省情報調査局、防衛庁防衛局、警察庁警備局、公安調査庁等を構成員とする「合同情報会議」（仮称）を設け、定期的を開催する。

また、これらの関係機関における情報専門家の育成を図るため、関係機関間の人事交流を促進するとともに、情報の秘密保全のため、関係職員の守秘

義務の確保について所要の措置を講ずる。

政府部内の情報連絡の円滑化に資するため、「情報ネットワーク」を整備するとともに、内閣総理大臣官邸の近代化を図る（下記、4の(2)及び(3)参照）。また、情報収集機能の強化を図るため、最新の情報通信機器・設備の利用について検討する。

4 内閣の総合調整機能の全般的強化

以上に述べたように、対外政策の総合的实施及び緊急事態への対処においては、内閣レベルの総合調整の強化が喫緊の課題となっているが、これらの面を含め急増し複雑重大化している調整課題に適切に対応し得るよう、内閣を中心とする総合調整機能が全体として強力に発揮されるようにする必要があり。

（1）内閣の補佐機能の強化

我が国の行政組織において、その総合性の確保は、省庁レベルの総合調整と内閣レベルの総合調整という二重の仕組みによって行われることになっている。内閣レベルの総合調整は、原則として各省庁とりわけ総合調整官庁による調整努力を前提とし、必要な場合に、内閣総理大臣及び内閣が指導性を発揮して行う最終的な調整である。

したがって、内閣総理大臣及び内閣の総合調整機能を支える補佐体制は、国政の重要問題について、内閣全体として適切な判断が行われることを第一義的目標として編成され、運用されなければなら

ない。その際、省庁レベルの総合調整と内閣レベルの総合調整との有機的な連携を確保すること、及び、必要に応じて、重要問題を積極的に取り上げ、基本方針の取りまとめ等を行い、適切かつ総合的な政策推進を図ることが肝要である。

しかし、内閣の補佐体制は、三十年来基本的に変わっておらず、既に述べた対外政策の総合的实施や緊急事態への対処といった面はもちろん、変化した内外情勢に即応した内閣総理大臣及び内閣の指導性発揮を十分補佐し得る体制になっていない。したがって、この際、行政事務の各省庁分担体制を前提とし、内閣の補佐体制について、その活性化、効率化を図る観点から抜本的に見直し、組織の膨張を極力抑制しつつ、積極的な政策推進機能を含めて、その強化を図る必要がある。

ア 顧問・参与制の導入

総合的立場から政策を推進・調整していくため内閣総理大臣が必要と認める場合には、その助言者として高度の学識経験を有する者を常勤又は非常勤の顧問又は参与として内閣官房に置くことができるようにする。

イ 内閣官房の再編成等

内閣レベルにおける総合調整機能を強化するため、既述の対外政策調整及び緊急事態対処に係る内閣官房の体制強化と併せ、国内政策調整及び情報の収集・分析等についても、対外政策調整等の場合と同様の考え方により、その体制を強化する必要がある。

このため、重要政策課題に対応する

内閣官房の分担・責任体制を明確化するとの観点に立って、前記2の(2)、3の(2)及び(4)による措置を含め、次により内閣官房のスタッフの充実を図るとともに、その組織を再編成し、内閣官房全体としての体制を強化する。

内閣参事官室を除く内閣官房の各室及び国防会議事務局を廃止し、新たに内閣官房に、内政調整室（仮称）、外政調整室、安全保障室及び情報調査室の四室並びに内閣広報官（仮称）を置く。

内閣官房の各室では、それぞれ次の事務を処理する。

- ・内閣参事官室 閣議事項の整理
その他内閣の庶務
- ・内政調整室 国内政策に係る
施策の総合調整
- ・外政調整室 対外政策に係る
施策の総合調整
- ・安全保障室 i) 安全保障会
議に関する事務 ii) 国防に関
する重要事項及び緊急事態対処
に係る施策の総合調整
- ・情報調査室 内閣の重要政策
に関する情報の収集、調査及び
分析

内閣広報官は、i) 内閣の広報及び報道、並びにii) 広報に係る施策の総合調整に関する事務を処理する。

内閣広報官は、現在の内閣広報室及び官邸報道室を統合して置くものとする。

内閣官房がその補佐機能を十分に発揮し得るためには、内閣官房副長

官の統括の下に各室・官相互間の緊密な連絡・連携を確保することが肝要である。

また、内閣官房の総合調整能力を強化するため、その人事運用に当たっては、全政府的観点に立って少数精鋭を旨として優秀な人材を集めるように努めることとし、内閣参事官室を除く各室の室長には、事務次官に準ずるクラスの人物を充てるほか、幹部職員の格上げを図る。

ウ その他

省庁レベルの総合調整と内閣レベルの総合調整の有機的、効果的な連携を確保することの重要性にかんがみ、必要に応じ、総合調整官庁等の幹部級職員を内閣官房に併任する等、相互間の緊密な連絡体制を確立する。

(2) 行政情報システムの整備

政府部内における情報処理の高度化、情報連絡の円滑化等を図ることは、単に行政事務の効率化を図るためだけでなく、内閣を中心とする総合調整機能強化の観点からも極めて重要である。このため、総合的な行政情報システムを中長期的に整備する必要があるが、緊急事態への対処の観点も含め、当面次によりその整備を推進すべきである。

内閣官房が中心となって、各省庁間の情報ネットワーク（以下、「情報ネットワーク」という。）の早急な整備の推進を図る。

i) 情報ネットワークは、EDP（電子情報処理）情報、ファクシミリ、

電話等を一元的に処理する通信回線により内閣及び各省庁を結ぶ情報通信システムとする。

ii) 情報ネットワークは、受信者の特定処理を含め、システムとしての秘匿性、安全性の確保に十分配慮したものとする。

iii) 各省庁の主要事項に関する情報を内閣又は他省庁に適時、迅速に通報する制度を導入する。

行政データベースの形成を促進する。

i) 各省庁において所管事項に関するデータベースの形成を促進するものとし、その際、可能な限り各省庁間の相互利用を推進する。

ii) 各省庁共用のデータベース（例：法令、国会議事録、データ所在案内、新聞記事・論調、世論調査等）の形成については、重複による無駄を省く観点から、担当省庁を定め、これを推進する。

全国的な行政データ伝送網について、需要の大きい区間から逐次その整備を推進する。

(3) 官邸の近代化

内閣総理大臣官邸は内閣運営のいわば中枢本部であるが、現在の官邸は、建築後半世紀以上を経て老朽化しているのみならず、狭隘であり、交通・通信の施設・設備の近代化を進める上の障害ともなっている。

内閣を中心とする総合調整機能の強化を図り、また緊急事態に迅速・的確に対処し得る体制を整備する観点からも、こ

の際官邸を建て替え，内閣運営の中枢本部としての機能が十分に発揮できるようにする必要がある。

官邸の建替えに当たっては，最新の情報通信・交通施設等を整備するとともに，大臣会議室，内閣に直属する補佐部局の幹部職員の収容等に必要なスペースを確保するよう配慮すべきである。

(4) 全政府的観点に立った人事政策の改善

「タテ割り」行政によるセクショナリズム等の弊害を除去し，総合的かつ効率的な行政運営を確保する上で，全政府的観点に立った人事政策の果たすべき役割は大きい。このような人事政策を推進するため，次の措置を講ずる。

省庁の枠にとらわれない幅広い視野を持った行政官を育成するため，政策研修等各省庁職員の合同研修を抜本的に充実するとともに，その体系化を図る。

人事交流の基準を定め，人事交流計画に基づき，各省庁間の人事交流を一層推進する措置を講ずる。

専門技術性の高いポストを除き，管理職の任命に当たっては，他省庁，在外公館，国際機関，地方公共団体等における勤務の経験及び実績を重要な考慮事項とする。

総合調整官庁の総合調整機能の信頼性を高めるため，他省庁との相互の人事交流に当たっては，適材と公平の原則により，ポストの固定化を避ける。

政府の雇用者責任を明確にするため，臨時行政調査会答申の趣旨に沿って人

事院の事務を見直し，全政府的観点に立った人事管理の総合調整の強化を図る。

5 その他

総合調整機能の在り方に関する臨時行政調査会答申のうち，特に言及しなかった部分については，引き続き答申の趣旨に沿って実施を図るべきである。

なお，次の二点については，当面以下のとおり措置することが適当と考える。

「総合企画会議」が意図した機能は，必要に応じ，主要審議会の会長の会合によって行わせることとし，その庶務は総理府官房が関係部局の協力を得て行う。

国土三庁の統合は，沖縄の特殊事情に配慮しつつ，臨時行政調査会答申の趣旨に沿って進めることとし，当面，国土庁，北海道開発庁及び沖縄開発庁の各長官は，一國務大臣の兼任とすることが望ましい。

科学技術行政の在り方

1 基本的考え方

ア 科学技術の振興は，社会経済の発展の基盤であり，産業活動の活性化，国民生活の水準・福祉の向上に寄与するのみならず，我が国の国際関係の維持・発展，安全保障の観点からも重要である。

とりわけ，情報革命とか第三次産業革命と呼ばれる，知識の発展と技術の革新の新たな波が到来しようとしている今日，科学技術の役割は，産業化の先進国においても，これまで以上に重要性を増そうとしている。従来の科学技術における先

進性は、新しく展開される科学技術における優越性を保証するものではないからである。

イ 我が国のこれまでの研究開発は、欧米先進国における発想と基礎的研究の成果を導入し、専ら応用・開発、特に開発段階に重点化して行われてきた。追い付き型の行動様式は、科学技術の面においても見られた特徴であった。この従来型の研究開発が大きな成果を収めてきたことは、正当に評価されるべきであるが、今後の研究開発は、従来の方式を踏襲するだけでは十分な発展を期待することができない。それは我が国の科学技術水準が向上したことに由来するが、さらに先進諸国との競争の激化や、これからの研究開発の展開が基礎的研究からの積上げなしには困難な段階を迎えていることによるものである。

このため、我が国の研究開発にとって当面する最も大きな課題の一つは、応用・開発段階重視の追い付き型の研究体制から創造的な基礎的研究を重視した体制への転換である。その際、自由でとらわれない研究活動の活性化と産学官の自由で闊達な研究交流の促進は極めて重要であり、このため、産学官の研究交流の飛躍的な促進を図る必要がある。

ウ 「科学技術立国」を目指すべき我が国にとって、国全体として研究開発に振り向けられる投資の額と比率は、更に伸ばしていく必要がある。また、明治以来の追い付き型近代化を達成して、国際社会への積極的貢献が求められるに至った我が国にとっては、全人類のための創造的

な科学技術の一層の振興に努めるとともに、その成果の適正な対外移転を図ることは、重大な国際的義務でもある。その場合、我が国における科学技術の振興や実践の大きな役割は、今後とも民間部門が担うことになろうが、公的部門の役割は、どうしても公的部門でなければできない分野に重点化するとともに、その活動の活性化を図ることが必要である。

科学技術の振興は、それに携わる人々の自由な発想と意思決定に委ねられるところが大きな社会活動分野であるが、緊急あるいは枢要な国家的・社会的ニーズが発生している研究開発分野があることもまた事実である。さらに、研究開発を支える基盤の整備について国家的・社会的な配慮が必要とされる場合もある。研究開発のために向け得る資源が無限ではあり得ない以上、そのようなニーズを速やかに充足することを目的とした戦略的な調整・振興は不可欠である。したがって、科学技術行政に関し各省庁分担体制をとる我が国においては、研究開発の基本的な方向を全政府的観点から明らかにし、先導的・基礎的研究開発等を重視した、総合的、効率的な科学技術の振興を図るための体制を整備していく必要がある。

2 科学技術政策の確立とその総合的推進体制の整備

科学技術行政の各省庁分担体制を前提としつつも、科学技術政策が全体としての総合性と効率性を確保する必要があることは言うまでもない。いわゆる先端技術を中心

に科学技術が新しい展開を示す可能性が大きい時代に当たって、研究開発の基本的な方向を明らかにすることは、その効率的・重点的な推進を図る上でとりわけ重要である。

しかし、現状を見ると、科学技術行政における総合調整機能は必ずしも十分に発揮されているとは言えない。昨年11月、科学技術会議は、新たな情勢変化に対応し、長期的展望に立った科学技術振興の総合的基本方策について、内閣総理大臣に答申した。この答申が指摘する「創造性豊かな科学技術の振興」、「科学技術と人間及び社会との調和ある発展」及び「国際性を重視した展開」の3つのポイントは、今後の我が国の科学技術振興の基本をなすものであり、同答申を踏まえて、具体的な研究開発や行政を先導する科学技術政策を確立していくことが重要である。

このような観点から、今後の我が国の科学技術振興を重点的かつ効率的に推進する政策の大綱を閣議において決定するとともに、その大綱に基づき、科学技術政策を総合的に推進していく体制を整備する必要がある。

(1) 「科学技術政策大綱」(仮称)の決定

創造的な基礎的研究の推進等科学技術振興に関する国としての基本方針を明らかにするため、内閣総理大臣は、科学技術会議の答申を踏まえて、重点的に振興を図るべき研究分野、長期的な研究目標、研究目標達成のための推進方策、研究開発の体制・条件の整備方策等を内容とする「科学技術政策大

綱」(以下、「政策大綱」という。)を閣議に諮り、決定する。

なお、政策大綱は、必ずしも科学技術のすべての分野を包含する必要はなく、その時代時代における科学技術振興上の重要課題についての考え方と対策の基本を明確にし、科学技術政策を推進する際の指針としての役割を果たすべきものである。したがって、当面、政策大綱は、先導的・基礎的な分野の研究開発の重点的、効率的な推進に目標を置いたものとする必要がある。

内閣総理大臣は、政策大綱に基づき重点的に振興を図るべき研究分野ごとに、科学技術会議等の意見を踏まえて、研究開発の基本計画を決定する。

また、研究開発の体制・条件整備に関しても、上記に準じ、基本方針を決定する。

(2) 科学技術会議の強化

科学技術会議は、大学における研究を含め科学技術一般に関する基本的かつ総合的な施策の樹立等のほか、政策大綱に基づく科学技術政策の推進について、高い立場から調査審議する政策審議機関とし、その位置付けの下に、次によりその権限、機能、構成等を強化・充実すべきである。

なお、科学技術会議が政策審議機関として十分に機能するためには、同会議に置かれている幹事会を積極的に活用すること等により、同会議と関係省庁との緊密な連絡が確保されることが極めて重要である。

科学技術会議の政策推進機能を充実するため、同会議は、諮問に対する答申等のほか、科学技術振興に係る次の事項について自主的に調査審議し、内閣総理大臣に対して意見具申を行い得る機関に改める。

- i) 関係施策，制度，資源配分等の在り方
- ii) 大規模な研究開発プロジェクトの評価
- iii) 国の研究機関（国立試験研究機関及び国立大学をいう。）の研究活動等の在り方
- iv) その他科学技術政策の推進上重要と認める事項

なお、科学技術会議は、政策大綱及び上記(1)の 基本計画等に基づく研究開発等について、毎年度その進捗状況及び関連する施策・予算の在り方等を調査審議し、その計画的推進を図る観点から、必要な意見を述べるものとする。

学識経験議員を含む各界の有識者で構成されている政策委員会は、基本的かつ総合的な施策の樹立等のほか、上記 に掲げる事項等を機動的、専門的に調査審議し、これら重要事項に関する科学技術会議の適時、的確な決定に資するものとする。

また、政策委員会の委員には、科学技術政策における国際的観点の重要性、人間・社会との調和ある科学技術の発展の必要性等を考慮して、外交専門家及び社会人文系の有識者を加えることを検討する。

さらに、関係省庁における研究開発の状況、問題点等を政策委員会の審議に説明・反映させるとともに、その審議等に資するため、政策委員会に参与を置き、原則として関係省庁の科学技術研究開発の実情等に精通したハイレベルの技術・研究系職員をもって充てる。

現在の専門部会を再編し、政策大綱に基づく重点研究分野についての専門部会を置く。

科学技術会議の審議に各界の研究者の意見を反映させるとともに、研究者相互の交流機会の増大にも資するため、産学官の研究者が参加するフォーラムを開催する。

事務局機能の強化・充実を図るため、下記(3)により、科学技術庁の内部組織を再編成する。また、文部省は同様の観点から、関連組織の見直し・整序を図り、科学技術会議の審議等に積極的に対応することとする。

(3) 科学技術庁の内部組織の再編成等

科学技術会議の事務局機能の強化・充実を図るとともに、科学技術行政の総合調整機能の整序、活性化を図るため、次により科学技術庁の内部組織の再編成等を行う必要がある。

科学技術庁の計画局、研究調整局及び振興局の3局を廃止して、次に掲げる事務の区分に従い、事務量等の適正配分に配慮しつつ、それぞれの事務を担当する3局を設置する。科学技術会議の事務局機能は、下記i) の事務を

分担する局が担当する。

- i) 科学技術に関する内外動向の調査・分析，基本的政策の企画・立案，関係経費の見積り方針調整の総括等，科学技術研究開発の総合的な企画調整に関する事務
- ii) 研究交流の促進，研究開発の基盤整備，国立試験研究機関の活性化，科学技術国際交流の調整，普及啓発等，科学技術振興の体制・条件整備の推進・調整に関する事務
- iii) 宇宙開発，海洋開発等特定分野の研究開発の実施及び推進に関する事務並びに直轄試験研究機関の管理に関する事務

科学技術会議における調査審議の充実を図る上で，その政策分析・評価機能の充実が特に必要であることにかんがみ，科学技術庁の内部組織の再編成に併せて，同庁の現行組織の枠内において，これらの機能を専門的に担当するシンクタンクの組織について検討する。

科学技術庁と各省庁との緊密な連絡・連携を確保するため，関係省庁職員の併任による専門調査官制度の拡大を図るとともに，科学技術庁と各省庁相互間の人事交流を活発に行う。

全政府的立場に立った総合的な科学技術政策の推進を確保するため，内閣官房に科学技術担当官を置く等，内閣官房における体制についてもその整備を図る。

(4) 創造的な基礎的研究への予算の重点配

分

科学技術関係予算を全体として見直し，創造的な基礎的研究への重点配分を図る。

その際，科学技術会議の政策推進の実効化を図る機能を担う科学技術振興調整費の充実を図るとともに，その総合的，効率的な運用を推進する。

3 国の研究機関の活性化等

時代の変化に対応し，意義の薄れた研究機関やその組織を整理するとともに，研究機関の活性化を進めることは，新しい研究開発を強力かつ効果的に推進していくための条件である。

我が国の研究開発投資は，その四分の三以上を民間が負担してきており，今後とも民間の活力を活用した研究開発の進展が図られるべきである。しかし，一方，創造的な基礎的研究を一層重視し，その分野の研究開発を充実する必要性が増大する中で，国の研究機関の体制，運用に関するこれまでの在り方を見直し，民間に期待し難い研究開発の実施等を中心にその活性化を図ることが求められている。

このため，国立試験研究機関については，その果たすべき役割について基本的考え方を整理・確立するとともに，国立試験研究機関の整理合理化を進め，あわせてその重点化を図る必要がある。また，大学については，学術研究の自由について特別の配慮を要するが，その組織・研究活動の在り方について，内外の研究開発の需要動向に応ずる柔軟な対応と研究活動の活性化が必要である。

(1) 国立試験研究機関の活性化等

国立試験研究機関は、それぞれの経緯もあり、その任務、業務内容、組織、構成等は様々である。科学技術政策の推進を図る上から、今後、国立試験研究機関は、i) 民間能力の活用を図り得る分野については極力民間に委ねることとしつつ、行政上の必要に基づく試験研究を行うとともに、ii) 基礎的研究や大規模な研究開発のうち民間に期待し難い分野やテーマの研究開発の実施、及びiii) 民間能力の活用の前提の下に、大規模研究実験施設の整備・公開、高度の機材・遺伝子資源の提供等研究開発の基盤・条件の整備等の機能を重視していく。

各省庁は、おおむね3年以内を目途に、次の基準により所管研究機関の整理合理化計画の策定・実施を図る。

なお、必要に応じ、臨時行政調査会答申に基づき推進中の整理合理化と上記計画との間の調整を行うものとする。

- i) 設置目的とした試験研究の必要性が社会経済情勢等の変化に伴って低下したものの整理合理化
- ii) 都道府県立等公立機関又は研究組合等を含む民間機関の能力活用等を前提とした国立試験研究機関の機能の整序・純化による整理合理化
- iii) 研究の総合化、研究管理の効率化、管理部門の簡素効率化等を目的とする同種・類似又は相互に関連性を有する機関の統合及び小規模機関の他との統合

各省庁は、上記整理合理化と併せ、創造的な基礎的研究等新しいニーズに対応する所管研究機関の重点的な整備・充実を推進する。

また、科学技術会議は、科学技術振興調整費の運用方針を決定するに際し、政策大綱及び分野別基本計画による創造的な基礎的研究分野への重点配分が行われ、これにより、これらの分野で高い水準の研究開発を行う国立試験研究機関の重点的な充実に資するよう配慮する。

国立試験研究機関の研究者の高齢化が一層進展することが予想される中で、研究開発活動の活性化を図るためには、人事管理面における抜本的な対応が必要となっている。このため、各省庁においては、研究者の試験研究機関相互間の異動、大学・公立試験研究機関等との多角的人材交流、研究者の経験・能力がいかされる部署・ポスト（開発途上国への技術協力、研究基盤整備等）への異動、研究者の適性に応じた一般行政部門への配置転換等の方策を含む長期人事計画を策定し、その推進を図るとともに、人事管理の適正化を図る。

国立試験研究機関の研究開発資源の活用を図るとともに、その目的とする研究活動の活性化にも資するため、民間企業、大学等との共同研究、受託研究等を一層推進する。

科学技術会議は、上記に述べたような観点から国立試験研究機関の役割をより具体的に明確化し、科学技術政策上の重点分野、科学技術に対する社

会的・経済的ニーズ，研究開発の動向等を踏まえて，国立試験研究機関の中長期的な在り方について調査審議し，意見具申を行う。

(2) 大学における研究活動等の活性化

大学は，将来の研究者を育成する教育機関として重要であると同時に，科学技術振興を担う研究機関としても大きな比重を占めている。特に，創造的な基礎的研究の必要性・重要性が増大する中で，大学への期待は極めて大きい。

科学技術の進展及び社会経済の変化等に伴って，大学の教育や研究に期待される分野や内容も当然変わっていくものであり，大学は，これら内外の変化に自ら積極的に対応していくことが必要である。

また，科学技術会議は，科学技術政策の推進を図る立場から，大学の学部，学科の構成及び大学における研究活動の在り方について必要な意見を述べる。

大学の研究開発資源の活用を図るとともに，学術研究自体の活性化にも資するとの観点から，民間企業，国立試験研究機関等との共同研究，受託研究等を一層推進する。

4 産学官等の研究交流の促進

近年の研究開発は，高度かつ複雑化し，境界領域，複合領域に拡大してきており，特に，基礎段階においては研究に必要な裾野が広がってきている。したがって，午後，創造的な科学技術の振興を図るためには，異なった分野間の，かつ研究組織の枠を超

えた研究交流を積極的に推進し，限られた研究資源の効率的かつ効果的な活用を図ることが極めて重要である。

このような研究交流の促進を図る方策としては，

産学官の研究組織の枠を超えた共同の研究開発の促進，

異なった分野や機関の研究者による相互の意見発表や情報交換等の機会の拡大，

国際的に開かれた研究組織の実現，施設・設備及び研究情報の公開とその相互利用の促進，

等が考えられる。

国は，国の研究機関における研究活動の活性化を推進するとともに，研究交流の円滑な実施を進める上で必要な諸制度等を整備・改善し，その促進を図る必要がある。

(1) 「研究交流促進法」(仮称)の制定

産学官等の研究交流の促進を図るため，科学技術庁は，関係省庁の協力を得て研究交流促進法の案を取りまとめ，関係省庁と共同してその制定の推進を図る。研究交流促進法は，上述の基本的考え方に基づき，科学技術振興における研究交流の位置付け，研究交流の促進方策及び国の役割等を規定するとともに，次項以下に述べる事項を実施するための所要の措置についての検討を行い，その実現に必要な法律上の措置を盛り込んだものとする。

なお，下記の指摘事項の実規が法律上の措置によることなく既存制度及びその運用によって十分に対処できるものにつ

いても、研究交流促進法の趣旨に沿った制度の運用を確保するため、閣議により、その運用の基本方針を確立する措置を併せて講ずる。

(2) 研究組織の枠を超えた共同の研究開発の促進

共同研究、委託研究、受託研究等の契約に基づき、国が研究組合、民間企業等と共同して進める研究開発（以下、「共同の研究開発」という。）について、その実施を効率的、効果的に進めるため、次の措置を講ずる。

なお、共同の研究開発には、国が人材の面においてのみ協力する形態のものも含むものとする。

共同の研究開発において、国の研究者が相手方の研究組合、民間企業等に出向いて研究活動を行うことができるようにするため、所轄庁の長が必要と認めた場合には、国の研究者を、休職等によりその身分を保有したまま、必要な期間、退職手当を含め処遇上の不利益なく派遣できることとする。

また、共同の研究開発の実施に必要な場合には、国の研究機関の長は、相手方の研究者が、国の研究機関内において研究活動に従事することを認めることができることとする。

共同の研究開発の成果である特許権等については、相手方の負担割合、貢献度あるいは相手方へのインセンティブ付与の必要性等の諸事情を考慮して主務大臣が必要と認める場合には、相手方への帰属若しくは国との共有又は

相手方への譲渡をすることができることとする。

特に、受託契約においては、公益上の必要等がある場合には、相手方への譲渡を原則とする扱いとする。

また、国に帰属した特許権等についても、必要がある場合には、その使用に関し、適正な対価で相手方を優先的に取り扱うことができることとする。

(3) 産学官の研究者の交流の促進

大学における客員教授制度及び国立試験研究機関等における客員研究員制度を充実し、それぞれの研究者を相互に併任する等により、大学と国立試験研究機関等との研究交流を促進するとともに、大学院学生の研究指導についての国立試験研究機関等への委託制度の活用を図る。

大学と国立試験研究機関において、教育又は研究目的のため特別に必要な場合の短期任用制度の導入を図る。

流動研究員制度等国の研究機関における民間研究員等の受入れ制度を拡充するとともに、その積極的な運用を図る。

研究公務員の研究に関連する兼業については、業務の遂行上有益であると認められる場合には、試験研究機関の長が許可できることとする。

(4) 研究公務員の服務等

研究公務員は、職務に支障のない限り、所属長の承認を得て、職務専念義務の免除による学会への出席等の研修

の機会を得ることができるようにする。

研究公務員の勤務時間については、一定の基準の下に、その勤務の態様及び内容に応じ、試験研究機関の長が、勤務時間の割振りの特例を認めることができることとする。

(5) 外国との研究交流の促進

国際的な研究交流の促進を図るため、国立試験研究機関内の専ら研究に従事するハイレベルの官職にも外国人を任用することができるよう、外国人教員の任用に関する特例に準じた措置を講ずる。

また、国立試験研究機関等において研究を行う外国人研究者に対しても、学位が円滑に授与される機会の拡大を図るため、上記(3)の による大学と国立試験研究機関等の研究交流を促進し、論文博士制度の活用を図る。

外国政府等と共同して行った研究の成果に係る特許権等については、相互にその無償又は廉価による使用を認めることができることとする。

(6) 国の研究機関の施設・設備及び情報公開等

国の研究機関の施設・設備の外部への公開を促進するとともに、その試験研究を促進させることが我が国にとって必要であるという強い公益性があると認められる場合には、それらを廉価で使用させることができることとする。

国の研究機関における研究情報の外部への公開を積極的に推進するととも

に、その利用の容易化、利用方法の周知等を促進する。

5 研究開発の基盤・条件の整備等

(1) 研究開発の基盤整備の計画的推進

科学技術の急速な発展に伴い、科学技術に係る諸活動を支える基盤の重要性が著しく増大してきている。特に、創造的な基礎的研究を推進するためには、科学技術情報のデータベース及び流通システムの整備、研究開発を支えるより高度な機材・技術、標準物質や遺伝子資源等の多様な研究資材の総合的な供給力の確立が必要となってきたが、我が国における研究開発基盤の整備は、国全体としては不十分である。

このため、科学技術会議は、創造的な基礎的研究を支える研究開発基盤の整備について、民間活力の活用の観点も踏まえて、その必要性の評価、現状の問題点、整備の基本方向等を明らかにし、各省庁は、その計画的な整備を推進する。

(2) 民間における創造的な基礎的研究の推進

国全体としての創造的な基礎的研究の振興に当たっては、民間企業等の持つ資源、能力の活用を図ることが重要である。この観点から、政府は、基礎的研究に係わる産学官の研究交流の促進を図るとともに、資金配分とりわけリスクマネーの供給等の在り方について見直し、検討を行う。

(3) 国際協力の推進

近年、先進諸国間においては 国家のセキュリティ確保等の観点から、先端分野の科学技術における優位性を確保するため、熾烈な競争が展開されているが、その反面、全世界的視点に立った経済の活性化の観点から、共同で研究開発を推進する等国際協力を重視する傾向も極まってきた。また、世界各国が直面している諸問題を解決する上で、科学技術分野における国際協力の重要性が高まり、さらに、我が国の国際的地位の向上に伴い、その地位にふさわしい国際的貢献が求められるようになってきている。したがって、政府は、先進諸国との間及び開発途上国との間の双方の面において、科学技術に係る国際協力の抜本的な充実を推進していく必要がある。

このため、外国人研究者の招へいや国立試験研究機関研究者の派遣、プロジェクト研究への外国人研究者の参加、大規模研究施設の外国への公開、技術協力の推進等の科学技術分野における国際協力を進めるとともに、外国人研究者に対する日本語教育の提供、科学技術情報の英語による提供サービスの充実等、国際協力のための環境条件の整備を図る。

(4) 科学技術振興の観点に立った教育制度の検討

教育制度の在り方は、科学技術振興にとっても極めて重要な問題であり、特に、創造的研究推進の観点からは、初等・中等教育にまで及ぶ問題が多い。教育制度については、現在、臨時教育審議会において幅広い観点から検討審議が行われて

いる。臨時教育審議会の審議において、高い見識に基づく十分な検討が行われ、科学技術振興の観点をも踏まえた提言が行われることを期待する。

第2部 地方の自主性・自律性強化方策

機関委任事務の在り方

1 基本的考え方

ア 地方公共団体においては、国との間でそれぞれの機能と責任を分かちながら、相互に協力しつつ、様々な国の事務を行っているが、現在、国の事務を地方公共団体が行う方式としては、県・市町村に団体委任される方式と知事・市町村長等に機関委任される方式の2つがある。団体委任事務は、一般的には、事務の性質上、必ずしも厳格に全国的統一性や公平性の確保が必要とされないため、他の団体事務と同様、地方自治法上は助言、勧告等のみが国に認められている。これに対し、機関委任事務は、事務の性質上、国として、厳格に全国的統一性や公平性の確保が必要とされるため、その担保手段として、主務大臣等の指揮監督権が認められている。

イ 地方公共団体における機関委任事務の処理について、厳格に全国的統一性や公平性の確保を必要とする理由には様々なものがあるが、戸籍事務、国政選挙事務などの典型的なものほかに、例えば、公益法人等の設立監督のように、権

利能力の付与，公益性判断等に係るため，

一定の許認可等のように，職業選択の自由の制限等の権利制限，強制使用权の賦与，生命の安全等に係るため又は広域調整を要する等のため，

資格・規格制度のように，資格・規格の全国的共通性・流動性確保等のため，

施設への強制入所措置のように，基本的人権の制限に係ること等から適正の確保等のため，

全国的に統一水準で行われる金銭給付のように，給付水準の適正と公平性の確保等のため，

地域・地区の指定と規制のように，財産権の制限等権利制限に係るため，または広域調整の必要や上位計画との整合性確保等のため，

国道・河川等の管理のように，全国的整備水準の均一性確保や広域調整を要する等のため，

等の例が見られる。

このように機関委任事務制度は，国の行政サービスや規制について，会国的統一性・公平性を確保しつつ，地方の実情に即した行政を行うもので，地方行政の総合性の確保や，住民に身近な行政機関での事務処理の実施が図られるとともに，行政コストの面からも全国に国の出先機関を設けることは不経済であることから，それが正しく活用されるならば有効な制度であるといえる。

ウ しかしながら，個々の機関委任事務についてみると，

一度機関委任事務として法令上定められた後，見直しがなされないまま，社会経済情勢の変化等により現在では不必要と考えられるものまで存続している。

地方公共団体に委任すべき事務あるいは地方公共団体自体の事務とすべきものが安易に機関委任事務とされたり，既に地方において同化定着した事務が機関委任事務のまま放置されている。

近年，市を中心に市町村の行政能力が向上し，かつ，事務の性質上市等で総合的に行うことが住民に便利で効率的であるにもかかわらず，都道府県知事に権限が留保されたままになっている。

等の例が見られる。

このうち，特に，事務の性質上本来団体委任事務とされるべきものが機関委任事務とされている場合は，事務の実施と責任が分離することにより，行政責任が不明確になり，また，画一行政の弊害が生じ，さらに，地方公共団体における行政の総合性の十分な発揮を阻害するおそれがある。

エ このような実情を踏まえ，現行の機関委任事務について，できる限り地方公共団体の事務実施の自主性・総合性を尊重すること，住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体において処理すること等を基本として，

事務の中に不必要なものがないかどうか（廃止，縮小），

指揮監督を維持する必要がなく，団体委任事務または団体自体の事務とす

べきものがないかどうか（団体事務化）,

都道府県から市町村への事務委譲を
相当とするものがないかどうか（市町村委譲）,

等の観点から、その整理合理化を推進する必要がある。

オ また、今後、機関委任事務制度の運用に当たっては、この制度をめぐる国と地方公共団体との関係がより緊密なものとなるよう、現実的かつ合理的な範囲内で両者のかかわりを積極的に増大させていく必要がある。

このような観点から、地方公共団体の議会や監査委員の機関委任事務に対する関与を拡大するとともに、不適法な事態を現実的に解決するため、職務執行命令訴訟制度の改善を図る必要がある。

2 機関委任事務の整理合理化

機関委任事務の整理合理化を図るため、下記(1)の基準に基づいて現行の機関委任事務を見直すべきであり、政府は、同(2)の個別事項の整理合理化を行うとともに、その他の事項についても不断に見直しを行い、引き続き整理合理化を推進する必要がある。

(1) 整理合理化の基準

ア 廃止又は縮小すべきもの

社会経済情勢の変化等により実質的意義が失われ、又は必要性の乏しくなっているもの

他の同種類別の行政事務により代替可能なもの

行政事務としてではなく、民間機

関の事務事業として実施することで足りるもの

イ 団体事務化すべきもの

地方公共団体の事務として既に同化定着しており、その自主的な判断によって処理することが過当なもの
統一的に処理する事務等であっても、基準を示すこと等により、十分対応可能であり、国が指揮監督を行う必要がないもの

個別の法令に当該事務に係る国の関与等についての規定が定められていることにより、その適用以外に国が指揮監督を行う必要がないもの

同種類別の事務との均衡上、団体事務とすることが適当なもの

ウ 市町村委譲すべきもの

市町村が実質的な事務処理を行っているもの

他の関連する事務が市町村の事務となっており、市町村において一体的に処理する方が効率的であるもの
他の同種類別の事務が市町村で行われているもの

なお、全市町村一律に対象事務全体を委譲することが困難な場合においても、個々の市町村の事務処理体制の整備状況を期待しつつ、対象事務の範囲、市町村の範囲等を限定して委譲することを考慮すべきである。

このほか、既に一部の都道府県の判断により実施されている地方自治法第153条の規定に基づく事務委譲についても、的確な実施を前提として、その定着・拡大を図る必要がある。

エ その他

事務処理手続の簡素化等の合理化の推進

(2) 個別事項の整理合理化

ア 廃止すべきもの

都道府県知事が行う農地被買収者等に対する給付金の支給を受ける権利の認定及び給付金の返還に関する事務は、農地被買収者等に対する給付金の支給に関する法律の昭和62年度以降における見直しの際に、廃止の方向で検討する。

満期釈放者等に対する更生保護のために要した費用を保護観察所の長が本人等から徴収する場合の市区町村長への囑託は、廃止する。

上級の免許状の授与を受けようとする私立学校の教員に対する都道府県知事の実務等に関する証明書発行は、当該学校長等が行うものとする。

都道府県知事が行うこととされている乙種看護婦試験は、廃止する。

調理師の免許資格取得のために都道府県知事が行う講習は廃止し、調理師試験の事務は民間団体へ委譲する。

開拓営農振興臨時措置法は、国に対する損失補償額の返納の可否について見極めた上で、廃止する。

登録ホテル業を休止した場合の都道府県知事への届出は、廃止する。

都道府県知事が行う地代又は家賃の額の認可等の事務は、廃止する。

なお、臨時行政調査会答申等で指

摘された地代家賃統制令の廃止と併せて措置する。

都道府県知事が行う宅地建物取引主任者資格試験の事務は、民間団体に委譲することができるようにする。

都道府県知事が行う路上駐車場設置計画の策定は、廃止する。

行政書士会の会則の軽微な変更に係る都道府県知事の認可は、廃止する。

イ 団体事務化すべきもの

都道府県知事に委任されている公害審査委員候補者名簿の作成並びに公害に係る紛争に関する和解の仲介、調停及び仲裁に関する事務は、同名簿の作成による公害紛争処理方式の在り方の検討と併せて、都道府県の事務とする方向で検討する。

市町村長に委任されている都道府県知事に対する災害の状況及びとられた措置の概要についての報告は、市町村の事務とする。

都道府県知事に委任されている内閣総理大臣に対する災害の状況及びとられた措置の概要についての報告は、都道府県の事務とする。

内閣総理大臣の作成する離島振興計画実施のための事業計画に係る都道府県知事の意見具申は、都道府県の事務とする。

都道府県教育委員会及び研道府県知事に委任されている公立及び私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）の学期の設定は、都道府県の事務とする。

都道府県知事に委任されている私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）が廃止された後の書類の保存は、都道府県の事務とする。

都道府県教育委員会に委任されている社会教育主事，社会教育主事補及び公民館の職員の研修は、都道府県の事務とする。

都道府県教育委員会に委任されている法人が設置する公民館に対する事業又は行為の停止命令は、都道府県の事務とする。

市町村長に委任されている行旅病人の救護及び行旅死亡人の火葬等に関する事務は、市町村の事務とする。

都道府県知事に委任されている牧野法に定める事務は、牧野法全体の見直しの中で、地方公共団体の事務とする方向で検討する。

都道府県知事に委任されている農村地域工業導入基本計画の作成は、都道府県の事務とする。

都道府県知事に委任されている都道府県卸売市場整備計画の作成は、都道府県の事務とする。

都道府県知事に委任されている家畜商の講習会の開催は、都道府県の事務とする。

商工会議所に対する警告その他の措置が講じられる場合の都道府県知事の意見具申は、都道府県の事務とする。

競輪場の設置，移転の際の都道府県知事の意見具申は、都道府県の事務とする。

小型自動車競走場の設置，移転の際の都道府県知事の意見具申は、都道府県の事務とする。

都道府県知事に委任されている都道府県職業訓練計画の策定は、都道府県の事務とする。

都道府県知事に委任されている都道府県職業訓練計画実施のために必要な関係事業主団体に対する勧告は、都道府県の事務とする。

ウ 市町村委譲すべきもの

水質汚濁の防止に関する都道府県知事の事務を委任する市の長の範囲を拡大する。

都道府県知事が行う騒音の規制地域の指定及び規制基準の設定に関する事務は、政令指定都市の市長へ委譲する。

都道府県知事が行う振動の規制地域の指定及び規制基準の設定に関する事務は、政令指定都市の市長へ委譲する。

性病の蔓延が著しい場合において都道府県知事が行う健康診断は、保健所設置市の市長に委譲する。

伝染病予防措置に係る都道府県知事の権限のうち、遊泳の制限について保健所設置市の市長に委譲する。

衛生検査所に係る都道府県知事の報告の徴収及び立入検査は、保健所設置市の市長にも行わせることができるものとする。

簡易専用水道に係る措置命令，給水停止命令並びに報告の徴収及び立入検査に関する都道府県知事の事務

を保健所設置市の市長に委譲する。

母子健康手帳の交付，妊産婦及び新生児の訪問指導，三歳児の健康診査等に関する都道府県知事又は保健所設置市の市長の事務については，母子保健制度全体の見直しを行い，その際に市町村長に委譲する方向で検討する。

老人福祉法，身体障害者福祉法，児童福祉法，精神薄弱者福祉法及び生活保護法に基づく福祉施設への入所措置等の事務については，国と地方の機能分担に係る臨時行政調査会の答申を踏まえ，住民に身近な行政はできる限り地域住民に身近な地方公共団体において処理する方向で，それぞれの業務の性格に応じ，費用負担の在り方の見直しと併せて，検討を行うものとする。

公害防止統括者等の届出の受理等に関する都道滑県知事の事務を委任する市の長の範囲を拡大する。

都道府県知事が行う優良住宅の認定について，当該事務を委任できる市町村長の範囲を建築基準法第2条第25号に規定する特定行政庁から特定行政庁その他所要の事務処理能力を備えている市町村長に拡大するものとする。

都道府県知事が行う消防設備士の講習は，自治大臣が指定する市町村長その他の機関にも行わせることができるものとする。

エ その他

駐留軍等労務者に対する職業訓練

の実施事務に関して，都道府県知事が提出する計画承認申請書及び実施結果報告書については，副本を要しないものとする。

都道府県知事が電源開発調整審議会に出席して意見を述べる事務については，出席以外の方法によっても意見を述べるができるものとする。

工場等制限区域内において制限施設の使用制限命令を行った場合及び国の制限施設の新増設に係る国との協議が成立した場合における府県知事等の行う国土庁長官に対する報告は，廃止する。

信用組合の出張所の設置及び位置の変更に係る都道府県知事の認可については，出張所であって無人又は携帯型の設備に係る場合は，事前届出に改める。

日本赤十字社が行う臨時の寄附金募集に係る都道府県知事の許可は廃止し，厚生大臣への事前届出に改める。

農用地を一時他人に貸し付けても土地改良事業への参加資格を失わない事由のうち，農業委員会が都道府県知事の承認を得て認める事由について，その承認を廃止する。

土地改良事業の換地計画のうち都道府県知事に対する認可申請に当たり集団換地実施書の提出を必要とするものについて，その提出を不要とする。

耕作の事業を行う者が土地又は立

木の所有者に対し使用収益権の設定の協議を求めることを農業委員会が承認する場合における都道府県農業会議の意見聴取は、廃止する。

都道府県知事が策定する農山漁村電気導入計画のうち、工事別事業費に係る計画書を省略する。

都道府県知事の作成するふ化業者の登録簿の記載事項のうち、登録の有効期限を省略する。

地域森林計画の対象民有林において立木を伐採する場合等の都道府県知事への届出書については、一通で足りるものとする。

保安林において許可を要しない立木の伐採をした場合等の都道府県知事への届出書については、一通で足りるものとする。

林業種苗の配布事業者が配布事業を開始したときの都道府県知事への届出事項のうち、配布事業に係る種苗の樹種及び年間配布数量を省略する。

都道府県知事が水産資源の保護培養のための保護水面の指定を農林水産大臣に申請する際の添付書類及び図面については、一部で足りるものとする。

電気用品販売事業者に対する都道府県知事の立入検査について、毎年度の実施の目標とされている基準を緩和する。

商工組合等に対する立入検査に当たる都道府県職員が携帯する証票について、毎年更新することを要しな

いものとし、都道府県知事が有効期間を定めることができるものとする。

都道府県知事が行う小型船舶の船籍票の交付、書換及び返還に関する事務は、特定の市町村の長を経由して行うことができるものとする。

砂防行政監督令に基づき都道府県知事が策定する国費負担に係る砂防工事の年度実施計画は、廃止する。

二級河川の指定等の状況について都道府県知事が建設大臣に対して行う箇所別報告は、廃止する。

都道府県知事に対する建設業の許可申請に係る焼付書類のうち主要取引金融機関名を記載した書面については、許可更新申請の場合は、提出を要しないものとする。

21 市町村長が作成する保存樹及び保存樹林に関する台帳のうち、位置図を省略する。

22 公営住宅の建設等に関する実地検査に当たる都道府県職員が携帯する証票について、毎年更新することを要しないものとし、都道府県知事が有効期間を定めることができるものとする。

23 道路管理者に軌道工事等を執行させる場合の建設大臣及び運輸大臣の認可申請に係る添付書類のうち、歳入出予算書の提出を要しないものとする。

24 地方道路公社の監事が建設大臣に提出する意見に関する書類について、関係都道府県知事等を経由することを要しないものとし、当該監事が関

係都道府県知事等に事後報告するものとする。

25 最高裁判所裁判官国民審査に用いる点字による投票のための投票用紙の公印は、刷り込み式によることができるものとする。

26 衆議院議員選挙及び参議院議員選挙に用いる投票用紙は、片面印刷によることができるものとする。

3 地方議会及び監査委員の関与の見直し

(1) 見直しの必要性

既に述べたように、団体委任事務は、一般的には、必ずしも厳格に全国的統一性や公平性の確保が必要とされないため、他の団体事務と同様、地方自治法上は助言、勧告等のみが国に認められている。これに対し、機関委任事務は、国として厳格に全国的統一性や公平性の確保が必要とされるため、その担保手段として、主務大臣等の指揮監督権が認められているのである。

しかしながら、機関委任事務は、厳格に全国的統一性と公平性が求められる事務であるとはいえ、当該事務を地方公共団体の機関が実施している以上、一般的に地域住民に行政サービスを提供している地方公共団体として、事務により程度の差こそあれ、利害関係を有している。

したがって、地方公共団体の機関が機関委任事務について、当該地域における運営の実態を把握して、不正・不当の是正、効率化等の観点から、その改善について意見を述べることは、地方自治尊重の趣旨にも合致するとともに、国にとっ

ても有益なものである。

このような観点から、機関委任事務については、その本旨に矛盾しない範囲において、地方公共団体の議会の関与や監査委員による監査の権限を拡充することが適当と考える。

なお、都道府県監査委員の構成の実態をみれば、当該地方公共団体関係省が全体の9割程度に及んでおり、監査の客観性を担保する観点から、監査委員の構成の見直しを行い、公認会計士等の民間出身者、学識経験者、行政実務経験者など地方公共団体関係以外の有識者の割合を大幅に増やすことが望まれる。

(2) 議会の関与

現在、地方自治法上、地方議会は、団体委任事務については、議決権、検閲・検査権、監査請求権、説明請求・意見陳述権、意見書提出権、調査権及び出頭・証言・記録の提出請求権が認められているが、機関委任事務については、このうち説明請求・意見陳述権及び意見書提出権のみが認められている。

地方議会は、本来的には地方公共団体の意思決定機関であるが、地域の国民の代表的側面も持っている。したがって、地域の実情を反映させていく趣旨から、地方議会に対して、機関委任事務についても、検閲・検査権及び監査請求権を新たに認めることとする。

(3) 監査委員の関与

現在、地方自治法上、監査委員は、団体事務については、住民の直接請求に基

づく監査，議会の請求に基づく監査，一般監査，主務大臣・当該地方公共団体の長の要求に基づく監査等の権限が認められているが，機関委任事務については，このうち，住民の直接請求に基づく監査，主務大臣・当該地方公共団体の長の要求に基づく監査等の権限が認められている。

監査委員は，地域の実態の把握について専門性を有する機関であり，その改善意見は国にとっても有益であるという趣旨から，監査委員に対して，機関委任事務についても，議会の請求に基づく監査及び一般監査の権限を新たに認めることとする。

4 職務執行命令訴訟制度の見直し

(1) 見直しの必要性

機関委任事務については，その適正執行を確保する手段として，地方自治法により主務大臣等の指揮監督権，市町村長の行った処分に対する知事の取消・停止権，職務執行命令訴訟手続による主務大臣及び知事の代打権，地方公共団体の長に対する罷免権が認められている。

このうち職務執行命令訴訟制度は，主務大臣が知事の，また知事が市町村長の行うべき事項を代行し，さらには知事や市町村長の罷免までも認める制度であるが，知事や市町村長は機関委任された事務の管理執行機関としての性格を持つと同時に，公選によって選ばれた地方公共団体の統轄・代表者であるため，当該手続を開始する要件を法令等への違反又は不作為の場合に限定するとともに，訴訟手続によらしめているものである。

本来，機関委任事務は，国と地方公共団体の長等が，共通の行政目的を協同して実施するものであり，地方公共団体の長等が法令等に違反し又は不作為をなすことは，稀にしか生ずるものではない。しかし，万が一，このような事態が生じた場合，現行の職務執行命令訴訟制度では，法令等を実施するため主務大臣や知事が当該事務を代行するには訴訟手続を経なければならず，また地方公共団体の長の罷免という地方自治の本旨からみて必ずしも適切とは言えない措置もあり，制度として適当とは言えない。したがって，同制度については，機関委任事務の適正な執行を確保する現実的な制度に改めるとともに，地方公共団体の長の罷免の制度についても見直す必要がある。

(2) 見直しの方向

上記の観点に立って，現行の職務執行命令訴訟制度を見直し，以下のような方向でその具体策を含め十分検討すべきである。

当該事務を執行しなければ公益上重大な支障が生ずるおそれがあると認められる場合に限り，勧告，職務執行命令，事実確認についての内閣の告示等一連の慎重な手続を経た上で，主務大臣は当該事務を代行できる途をひらくこととし（知事についても，同様の手続により代行できる途をひらく。），これに不服がある場合には，地方公共団体の長は，裁判による措置を求め得ることとする。

地方公共団体の長の罷免の制度は，

廃止することとする。

国・地方を通ずる許認可権限等の在り方

1 基本的考え方

ア 現在，国，地方を通じて，行政はその責務を果たすために様々な許認可等の事務を行っているが，こうした行政が内外の情勢の変化に対応して，総合的，効率的に行われるためには，地方自治の原則と行政サービスの全国的統一性・公平性の確保の要請との調和を図りつつ，国と地方公共団体がそれぞれの機能と責任を分かちながら，相互に協力していくことが不可欠である。

イ 国と地方の機能分担については，次に示す「地域性」，「効率性」，「総合性」という基本的視点に立って，個々の事務の性格，特性に即して判断すべきものである。

地域住民の日常生活に直接関係する行政等，主として地域的利害や実情を踏まえて意思決定することが適当な事務は，地方公共団体の事務とすべきである。（地域性）

国民の側にとっても行政の側にとっても良質な行政サービスを最も効率的に供給し得る行政主体において，当該事務を処理することとすべきである。

（効率性）

相互に密接に関連する地域性の高い行政事務については，地方行政の総合性を確保する観点から，極力，地方公共団体において処理することとすべき

である。（総合性）

ウ したがって，国の許認可等の事務は，国家的，広域的な見地からの調整が必要なもの，国民の権利・義務に重大な関係があり，国全体として統一かつ公平な運用が必要なもの，全国的に一定の行政水準を維持・達成することが必要なもの等に限られるべきである。

また，全国的統一性・公平性の確保の必要性等から，性質上国の許認可等事務とされるものについても，地方の実情に即した事務処理を行うことが望ましいものについては，極力，その管理執行を地方公共団体又はその長等へ委任が行われるべきである。

エ しかしながら，今日，国と地方を通ずる許認可権限等の現状を見ると，極めて地域的な性格の事務であって，地方公共団体が行う方がより総合的・効率的処理が可能と思われるものであっても，国が直接許認可等を行っているものや，実質的には地方公共団体が調査し判断を行っているにもかかわらず，形式上は国が権限を留保しているもの等，必ずしも適当とは言えないものが見られる。

こうした国・地方を通ずる許認可権限等の在り方については，社会経済情勢の変化や地方公共団体の行政能力の向上等を踏まえ，不断に見直しを行うべきものであり，その際，必要性が薄れた許認可等は廃止するとともに，住民の利便，行政運営の現地性，総合性の確保等の観点から，住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として，許認可権限等の見

直しを進める必要がある。

また、国に留保すべき許認可権限等であっても、住民の利便等を考慮し、規制の緩和、運用の改善、地方出先機関への委任等の簡素合理化措置を講ずるべきである。

2 許認可権限等の見直し

国・地方を通ずる許認可権限等の在り方については、下記(1)の基準に基づいて見直すべきであり、政府は、同(2)の個別事項について改善措置を講ずるとともに、その他の事項についても不断に見直しを行い、引き続き改善を推進する必要がある。

(1) 見直しの基準

ア 都道府県又は知事へ委譲すべきもの

次のような許認可権限等は、都道府県(団体委任)又は知事(機関委任)へ委譲する。

主として地域的利害や実情を踏まえて意思決定することが適当なものは委譲する。

全国的統一性・公平性を確保しつつ行われるべき性格の事務であっても、高度専門技術的なものを除き、基準の設定等により全国的な統一性・公平性を確保することができるものは委譲する。

に該当する事務であって、既にその権限の一部を委譲しているものについては、社会経済情勢の変化、地方公共団体の行政能力の向上等を踏まえ、逐次委譲範囲の拡大を図る。

その他、次のような許認可権限等

についても委譲する。

i) 国が当該許認可権限等を行わせるに当たって、その基礎となる調査等を現に地方公共団体が実施しており、国の審査は形式化して処分はほとんど知事の副申どおりに処理されているもの。

ii) 許認可等の内容が軽微なもので処理が定型化しているか又はし得るもの。

iii) 同種類品の許認可権限等が既に地方公共団体に委譲されているもの。

なお、都道府県又は知事に委譲された許認可権限等のうち、住民の日常生活に直接関係するもの等については、極力、市町村又はその長に委譲する。

イ 地方出先機関へ委任等をすべきもの
許認可権限等を国が留保すべきもので、地方出先機関で処理することが効率的であり、かつ実情に即するものは、下部機関に委任する。

また、民間において処理することが適当なものは、民間への委譲を行う。

ウ その他整理合理化すべきもの

必要性が乏しくなっている又は民間の自主的な活動に委ねることが期待される許認可等は、廃止する。

規制の範囲が広範囲にわたり過ぎるもの、規制方法が強過ぎるもの等については、規制の緩和を図る。

許認可関係事務の運用については、極力、事務処理の迅速化、合理化を図る。

(2) 個別事項の整理合理化

ア 都道府県知事へ委譲すべきもの

一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫の定款変更の認可のうち、公告先、役員又は総代の任期及び通常総会又は通常総代会の招集時期の変更に係る権限を知事に委譲する。

医薬品等の製造及び輸入の承認等については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って、審査基準を設定すること等により、画一的処理が可能なものについて更に知事への委譲を推進する。

医薬品等の製造業及び輸入販売業の許可等については、国及び都道府県における事務負担等に配慮しつつ、権限委譲の方法について検討を進め、合理的な委譲が可能なものを知事に委譲する。

社会福祉法人については、その目的とする事業が2以上の都道府県にわたらないものは、原則として、設立の認可等の権限を知事に委譲する。

更生（育成）医療機関の指定権限のうち、薬局の指定に係る権限については、知事に委譲する。

調理師養成施設の「各室の用途、面積等（定員変更を伴わないもの）の変更承認」権限については、知事に委譲する。

調理師養成施設の「収支予算等の報告及び入所者数の届出」については、厚生大臣への届出を知事への届出に改める。

輸出水産物製造事業場の登録等の権限を知事に委譲する。

都道府県の区域を地区とする農業協同組合及び農事組合法人の設立の認可等の権限を知事に委譲する。

都道府県土地改良事業団体連合会に対する業務又は会計の状況の検査権限について、農業協同組合中央会等の例を勘案し、その一部を知事に委譲する。

都道府県の区域を地区とする森林組合及び生産森林組合の設立の認可等の権限を知事に委譲する。

都道府県の区域を地区とする漁業協同組合及び水産加工業協同組合の設立の認可等の権限を知事に委譲する。

都道府県の区域を地区とする農業協同組合が農業倉庫業着である場合には、その事業の認可等の権限を知事に委譲する。

未墾地等を売り渡す場合における土地配分計画作成の権限（国が建設工事を行うもの等を除く。）を知事に委譲する。

未墾地等の権利移動の許可の権限（2ヘクタールを超える転用目的の権利移動を除く。）を知事に委譲する。

飼料の検査のうち、規格適合表示の確認の権限を知事に委譲する。

家畜市場等に対する報告徴収及び立入検査の権限を知事に一元化する。

一の都道府県の区域内にある前払式割賦販売業者及び前払式特定取引

業者に対する報告の徴収及び立入検査権限を知事に付与する。

商工会議所（日本商工会議所を除く。）については、特定商工業者該当基準の引上げ許可、法定台帳作成期間の延長許可及び特定商工業者の負担金の賦課の許可の権限を知事に委譲する。

計量器の検定、基準器の検査については、定期的に都道府県の意向等を調査し、高度な技術、特殊な検査設備を要するもの等を除き、逐次知事に委譲する。

21 電力供給業及びガス供給業に係る計量器使用事業場の指定権限を知事に委譲する。

22 都道府県中小企業団体中央会の指導員の資格承認権限（特認の場合を除く。）を知事に委譲する。

23 輸送監理関係事務については、地方公共団体の意向を適切に反映させるため、地方交通審議会に設置される都道府県部会の運営の充実を図る。

また、社会経済情勢の変化に即応した地域交通政策の適切な展開を図るため、上記に加えて、国と地方公共団体との間で過疎地域における交通の確保等について日常的な連携・協力を強化するとともに、これらの結果を踏まえ、知事への権限委譲の余地を検討する。

さらに、運輸大臣及び地方運輸局長の許認可権限について、下部出先機関への委任を一層拡大する。（例：特定自動車運送事業の休止の届出等）

24 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル等については、施設の管理方法の改善等に係る指示の権限を知事にも付与する。これに伴い、報告徴収及び立入検査の権限を知事にも付与する。

また、登録審査事務の整理合理化を一層推進するため、地方運輸局長への権限の委任の促進又は民間団体等への委譲の余地を検討する。

25 公共下水道事業計画及びその変更に係る認可権限については、知事への委任の範囲を予定処理区域面積50ヘクタールから100ヘクタールに拡大する。

これに伴い、知事は、当該事業計画の認可等に当たり必要に応じ建設大臣の意見を求めることとともに、下水道事業に係る体制の整備に努める。

26 軌道法に係る許認可のうち、次の権限を地方運輸局長及び知事に委譲する。

i) 軌道の線路又は工事方法書記載事項の変更（橋梁、隧道等の変更で重要なものを除く。）の認可及び軽微な変更の届出

ii) 軌道敷地の道路敷地への充用の認可（道路管理者が建設大臣である場合を除く。）

iii) 既認可車両及び日本国有鉄道所属車両の購入認可

iv) 車両設計の変更の認可

v) 他の鉄道又は軌道の車両を運転する場合の認可

- 27 その目的とする事業が2以上の都道府県にわたらない公益法人については、国が専管している行政において、指定検査機関等行政事務の委託・代行機関としての事業を行っているもの、規制対象事業者等で構成する団体に事業者等自ら行政施策の遵守、普及の役割を果たしているもの、及び、当該法人の事業が当該事業法に基づき認可等を受けた事業であるもの、並びに、その他特別な政策的判断を要する事業あるいは国の施策と密接に関連する事業を行っているものを除き、その設立の許可等に関する権限を知事に委譲する。
- i) 県(市)国際交流(親善)協会の設立の許可等に関する権限を知事に委譲する。
- ii) アクアポリス管理財団の設立の許可等に関する権限を知事に委譲する。
- イ 地方出先機関へ委任すべきもの
- 倉庫業の営業の許可等については、地方運輸局長への委任の範囲を拡大する。(地方運輸局長への権限委任の範囲の基準となる倉庫業の所管面積を現行の2倍程度に引き上げる。)
- 自動車分解整備事業者の検査主任者の選任届については、その受理権限を陸運支局長に委任する。
- 自動車分解整備事業者に対する改善命令権限については、地方運輸局長のほか、陸運支局長にも付与する。
- 定期航空運送事業者が回転翼航空機を用いて行う不定期航空運送事業の免許の権限については、地方航空局長に委任する。
- 定期航空運送事業者が回転翼航空機を用いて行う不定期航空運送事業の運賃・料金の設定・変更の認可の権限については、地方航空局長に委任する。
- 定期航空運送事業者が回転翼航空機を用いて行う不定期航空運送事業の事業計画の変更の認可等の権限については、地方航空局長に委任する。
- ウ その他整理合理化すべきもの(廃止)
- 理容師養成施設の「各教科課目ごとの総授業時間数の変更の届出」については、廃止する。
- 美容師養成施設の「各教科課目ごとの総授業時間数の変更の届出」については、廃止する。
- 栄養士養成施設の「卒業後の状況、前年度授業科目別単位数、実習の実施状況の届出」については、廃止する。
- 製菓衛生師養成施設の「教員の担当科目等の変更の届出」については、廃止する。
- 軌道法に係る次の届出は、廃止する。
- i) 認可を受けた設計と同一設計による車両の増加の届出
- ii) 軌道係員規程と異なる職制の届出
- (緩和)
- 採血業の許可について、採血車ごとに許可を与えている取扱いについ

ては、血液センターごとに一括許可を与える方向で見直しを図る。

代用消毒薬の検定については、対象品目の見直しを行うとともに、抜き取り検査に改めることも含め制度の在り方を検討する。

(運用改善)

保安林の解除事務について、他法令の許認可等との並行審査の実施、添付書類の簡素化等を行い、その迅速化及び簡素化を図る。

農地転用許可事務について、添付書類の簡素化、事前審査手続の改善、農業委員会の事務処理体制の合理化等を行い、その迅速化及び簡素化を図る。

地方ガス事業調整協議会の構成員(臨時委員)に都道府県の代表を参加させる。

工場立地に関する届出については、添付書類の簡素合理化を図る。

軌道法に係る次の許認可については、添付書類等の簡素合理化を図る。

- i) 機関車、客車、貨車の車両設計認可については、設計書記載事項及び添付設計図の簡素合理化を図る。
- ii) 既認可車両及び日本国有鉄道所屬車両の購入認可については、設計書記載事項及び添付設計図の簡素合理化を図る。
- iii) 車両設計の変更の認可については、設計書記載事項及び添付設計図の簡素合理化を図る。
- iv) 車両竣功届及び車両廃止届につ

いては、その都度届出から半年に一度の一括届出に改める。

第3部 民間活力の発揮・推進方策

規制行政の在り方

1 基本的考え方

ア 我が国は、多くの先進産業社会と同様、民間の各種の経済活動については、自由な競走に委ね、市場機構による自動的な調整を通じて、民間の活力が最もよく発揮されるよう期待することを、経済運営の基本原則としている。しかし、それだけでは各種の社会的目的が必ずしも十分に達成されない場合もあるので、政府が様々な形で経済活動を規制している。

そのような公的規制の方式は、特許・免許・許可・登録・届出・報告・行政指導等多岐にわたっているが、規制の目的という点からは、次の三つに大別できる。

第1は、経済活動に伴って発生するおそれのある、マイナスの社会的副作用の発生を最小にとどめようとするものである。例えば、消費者や勤労者の安全、健康の確保、環境の保全、災害の防止、文化財の保護、美観の維持等を目的として、市場に提供される財・サービスの質や、その提供に伴う各種の活動の内容に、一定の基準を設定したり、制限を加えたりする場合はそれに当たる。

第2は、市場の自由な働きに委ねておいたのでは、供給される財・サービスの量や価格の安定が達成されないおそれが

ある場合に、政府が、個々の産業への参入者の資格や数、設備投資の種類や量、財・サービスの生産量や価格などを直接規制することによって、安定した価格の下での需給の均衡の達成を図るものである。いわゆる自然独占の傾向を持つ公益事业などで、参入を制限して独占を認める代わりに、供給義務を課したり料金を規制したりするのは、その典型例である。

第3は、特定のタイプの産業若しくは企業の育成や維持を目的として行われる規制である。いわゆる幼稚産業の育成や衰退産業の保護、中小企業の保護や分野調整などが、その例である。

イ ところで、経済活動に対して加えられている様々な公的規制の中には、結果的に、技術革新の導入を阻害したり、生産性の低い企業や産業を温存したり、経済活動の効率の不当な低下をもたらしたりしている場合が少なくない。したがって、公的規制については、社会経済情勢の変化等に即し不断に見直しを行う必要があるが、特に近年の我が国は、これまでの公的規制の在り方の抜本的な再検討を迫る各種の変化にさらされている。

我が国が明治以来進めてきた近代化、産業化の努力は今日漸く実ろうとしている。そして、これまでのように生産規模の拡大に努めていけば規模の経済の利益が享受でき生産コストは確実に低下するという大量生産の時代から、情報化を軸とした新たな技術革新の下で多種多様な経済活動が可能となり必要とされる時代となった。そして、競争が必然的に寡占や独占をもたらすわけではなく、また「過

当競争」による共倒れの危険も減少するという状況になっている。さらに、自然独占的状况にあった産業部門の中にも、電気通信に代表されるように、代替的、競合的な技術の発展によって、競争条件の導入が可能となり、また必要とされるものが生まれている。

また、経済発展は「豊かな社会」の到来をもたらした。消費者も生産者も、堅実な経済的基盤とともに豊富な知識や判断力を備え、自己責任能力を高めてきている。したがって、大企業に対して不利な条件の下に置かれている中小零細企業や、生産者に比べて情報が十分でない消費者等を、政府が保護助成する必要は小さくなりつつある。多品種小量生産の時代には、小回りのきく中小企業にとって有利な状況が生れつつあるし、ユーザーのニーズが市場の動きをリードする傾向も強まってきている。もとより今後新たな規制が必要とされる場合もあろうが、規制を通じてその達成を図ることが特に必要とされる社会的な目的の範囲や、目的の実現のために導入される規制の範囲は、大幅に縮小することが可能になったり、また、抜本的に見直す必要が生じてきているのである。

ウ このような我が国にとって、経済的、技術的な発展段階の違いや、文化的・社会的な違いを理由として、他の諸国とは異なる規制の目的や方式を採用し続ける根拠は、格段に少なくなった。しかも、他の先進諸国でも規制緩和が重要な社会的課題として取り上げられるに至った今日、我が国がこれまでのような公的規制

の体系を墨守するのは、対外摩擦への対処という観点からしても、好ましいことではない。とりわけ、巨額の貿易収支の黒字を抱えて、市場の開放と内需の拡大が強くとめられていることを考えれば、我が国が率先して規制緩和を行う必要は更に大きいと言えよう。

規制緩和は基本的には、競争原理の導入による経済の活性化を目指した長期的な構造改善対策であり、本格的に取り組むことにより、経済取長に大きく寄与するものであるが、短期的にみてもその効果は少なくない。

規制緩和が民間部門の活性化をもたらした適例には次のものがある。

昭和30年代半ばから始まった輸入自由化の推進は、当初産業界に不安や反対を巻き起したが、結果的には、市場開放の導入により競争が激化したことが、機械工業を中心にした製造業の体質改善に大きく役立ち、今日のような国際競争力の強い産業に成長する礎石となった。

最近広く国民に利用されるに至った宅配便は、従来の路線トラックの規制運賃体系の壁を打ち破り個建運賃制と速配システムの採用や中小企業VANの導入などにより、潜在的な小口輸送需要を掘り起し、急成長した。

本年4月から始まった電気通信の自由化や電電公社の民営化は、VAN事業等電気通信事業分野への新規参入や新しいサービスの開発を促し、関係業界や国民生活の活性化に大きく寄与している。

経済成長を主導するのは、言うまでもなく民間部門である。このためにも、政府は、従来の規制の大胆な見直しによって、民間活力の発揮を推進し、経済の活性化を進めなければならない。

2 規制緩和の進め方

(1) 規制緩和の計画的推進

公的規制の緩和を進めるに当たっては、それぞれの規制の当初の目的と現実の効果を十分吟味し、次のような基本的考え方に立って、検討を行う必要がある。

産業の育成や保護を目的とするものについては、民間自己責任の原則の徹底を図り、原則自由、例外制限の立場から、行政の介入は最小限にとどめる。

供給量や価格の安定化等、市場機構の補完を目的とするものについては、市場の自由な働きに委ねてよい分野が大きく拡大してきた状況にかんがみ、市場の働きを阻害しないという立場から、規制目的にも配慮しつつ、規制の全般的かつ抜本的な見直しを行う。

その他の社会的目的の達成の手段とされている規制については、目的の妥当性と規制の有効性を改めて見直すとともに、特に、社会情勢の変化や技術革新の進展等により従来の規制が意味を失ったものの合理化を急ぐ。

なお、規制緩和による行政の簡素化と国民負担の軽減は、すべての規制に妥当する見直しの方針であり、費用対効果の観点に立った規制手続の大幅な簡素化を図る必要がある。

また、行政指導についても、透明性と

公平性の確保に努めると同時に、必要最小限のものに限定すべきである。

公的規制の緩和は、速やかな実施が望まれるが、直ちには実施できないものについても、3～5年程度の間、計画的、段階的に実施を図るべきである。また、規制の緩和によって、一時的な市場の混乱の発生が予想される場合もあるので、政府は、その具体的方策の検討に当たっては、必要に応じ、関係者の意見を聴きつつ、消費者、労働者、中小企業などに向けた対策を準備すべきである。しかしながら、その際には、政府は、その責任範囲を明確に限定しておくことが望ましい。企業や国民も、自立自助の気概を持ち、すべての責任を政府に押し付けない覚悟を持つことが必要である。

(2) 今後における規制緩和の推進方策

公的規制は極めて多岐にわたり、限られた期間ではすべての分野について、詳しく検討することは不可能であり、当審議会としては、金融、運輸、石油等エネルギー、都市整備の分野を中心に、10分野の規制緩和を検討した。

政府においては、今回当審議会が提言した事項にとどまらず、この提言の趣旨に沿って、公的規制全般にわたる徹底した見直しを行うことが必要である。

なお、許認可等の定期的見直し及び新設の抑制については、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って推進を図ることが重要であり、各省庁において、自主的な審査、見直しを強化するとともに、総務庁においては、各省庁の協力を得て、速やかに

次の措置をとる必要がある。

許認可等の総数などの実態を統一的に把握すること。

許認可等を定期的に見直す仕組みを確立すること。

国民の負担軽減、行政事務の簡素・合理化及び民間活力の助長の観点に立ち、統一的基準を作成するなど、許認可等の新設について審査する仕組みを確立すること。

3 個別分野の規制緩和

(1) 金融

銀行、証券、保険等については、銀行法、証券取引法、保険業法等に基づき、預金者・投資家・契約者保護、信用秩序維持、有価証券取引の公正・円滑の保障等の観点から、従来広い範囲にわたり行政による規制が行われてきた。しかし、昭和50年代に入って、国債の大量発行、

金融資本取引の国際化、企業、個人の金利選好意識の高まり、情報通信技術の急速な進歩等といった金融をめぐる環境に大きな変化が生じた。こういう変化を背景として、逐次規制緩和措置がとられてきたが、特に、昭和59年に「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」及びいわゆる「日米円・ドル委員会報告書」が取りまとめられてからは、規制緩和措置が段階をおってより体系的に進められてきている。

今後とも銀行、証券、保険等がその重要な社会・経済的機能を十分に果たしていくためには、自らの創意と工夫をいかして経営の効率化を推進し、事業活動の

一層の活性化を図ることが必要となっている。

ア 銀行等

銀行等については、昭和56年に銀行法等が改正され、銀行の業務運営についての自主的努力を尊重すべきことが明記されるなど、規制の弾力化の方向付けがなされるとともに、数次にわたる規制緩和措置がとられてきたが、今後ともその活動等を制約している諸規制について、信用秩序の維持、銀行等の経営の健全性維持等に配慮しつつ、一層積極的に緩和・自由化を推進することとし、次のような措置を講ずるものとする。

(1) 当面の措置

(金利)

大口預金金利については、着実に自由化を推進する。

インターバンク預金金利については、金融政策の有効性確保に留意しつつ自由化を推進する。

日銀保有の政府短期証券については、金融調節上の見地から、市中売却を一層活用する。

(業務内容)

公共債のディーリング業務認可対象金融機関の範囲については、引き続き弾力的に見直しを行う。

銀行等が関連会社に行わせることができる業務の範囲については、時々々の経済金融情勢の変化等に即応して拡大の方向で引き続き見直しを行う。

新しい商品の開発については、

銀行等の創意・工夫を尊重し、弾力的な取扱いを図る。

(店舗等)

銀行等の店舗設置等に係る規制については、一層の弾力化を図る。

銀行等の委任を受けてその業務の全部又は一部の代理を行う代理店が使用人を雇用する場合にあらかじめ銀行等の承認を受けることとしている規制については、銀行等の自主的判断に委ねることとし、廃止する。

銀行等の営業活動におけるポータブル端末機の使用に関する規制は、その安全性等を見極めた上、銀行等の自主的判断に委ねることとする。

銀行等がその職員を官庁・病院等に派出して金銭出納事務を行う場合又は派出を廃止する場合における大蔵大臣への届出については、その都度の個別届出を廃止するなど簡素化する。

(配当規制等)

銀行等の配当規制については、内部留保の充実のための合理的な方法の検討と併せて一層の弾力化を図る。

無尽会社、信託会社及び担保付社債信託法に基づき担保付社債信託事業を営む信託会社について、無額面株式の発行を禁止している規制は廃止する。

広告等の自主規制については、個別銀行等の広告を認めるなどの

規制緩和を図る。

(外為法関係)

外国為替公認銀行が外国為替業務を営む営業所の名称，位置を変更しようとする場合における大蔵大臣の許可については，届出制とするなど一層の弾力化を図る。

銀行等である両替商が両替業務を営む営業所の名称，位置を変更しようとする場合における大蔵大臣の許可については，届出制とするなど一層の弾力化を図る。

輸出業者が輸出代金を回収する際に必要な外為銀行による適法確認については，事務量が膨大となる延払いの場合には，輸出報告書への裏書による方式について事務手続の簡素化を図る。

居住者が非居住者と指定技術の導入契約を締結した場合に必要とされる事後報告は，廃止する。

() 中期的に措置すべき事項

小口預金金利については，預金者保護，郵便貯金とのトータルバランス等の環境整備を前提として，早急に検討を進め，大口に引き続き自由化を推進する。

居住者向けの中長期ユーロ円貸付及び中長期ユーロ円CD等の発行などについては，国内市場の自由化の進展状況等を勘案しつつ，自由化を推進する。

金融機関間の長短分離，信託分離については，預金金利の自由化，円の国際化の進展状況等を踏まえ，

制度の在り方の検討を行う。

銀行・証券の業際問題については，内外の諸情勢の推移に応じて，適宜その在り方を見直す。

また，邦銀系海外現地法人の外債引受けについて規制し，証券系海外現地法人の優位を認めたいわゆる「三局指導」の取扱いについては，引き続き検討する。

政府短期証券については，財政・国庫制度との関連にも留意しつつ，金融自由化の進展状況等に対応して，段階的に市場性を高める方向で検討する。

東京オフショア市場の創設については，国内市場の自由化の進展状況にも配慮しつつ，積極的に検討を進める。

イ 証券会社等

証券会社等については，前述のような社会経済情勢の変化の下で，活発な事業活動を通じて国民経済上の機能を十分に果たしていくためには，自らの創意と工夫をいかして経営の効率化を推進し，事業活動の一層の活性化を図ることが必要となっている。このため，現行の証券会社等に対する諸規制について，投資家保護，経営の健全性維持等に配慮しつつ，一層積極的に緩和，自由化を推進することとし，次のような措置を講ずるものとする。

() 当面の措置

(業務内容)

証券会社が兼業業務を行う場合に必要とされる承認の対象業務の

うち、証券会社の資本の額等により承認対象を限定している業務については、当該限定の緩和を図る。

新しい商品の開発については、証券会社等の創意・工夫を尊重し、弾力的な取扱いを図る。

(店 舗)

証券会社の店舗設置等に係る規制については、一層の弾力化を図る。

(配当規制等)

証券会社等の配当規制については、内部留保の充実のための合理的な方法の検討と併せて一層の弾力化を図る。

大蔵省が証券業協会から徴する証券会社の行う広告についての月例報告は、廃止する。

() 中期的に措置すべき事項

委託手数料の料率等に係る認可については、弾力化を図る方向で検討する。

ウ 保険会社

保険会社については、前述のような社会経済情勢の変化の下で、今後とも保険に対する多様な社会的ニーズに的確に対応していくためには、より自主的な経営判断の下で、一層効果的・効率的な事業経営を推進していくことが重要となっている。

このため、当面、次の措置を講ずる必要がある。

(生命保険の保険料)

保険料率に係る認可については、各生命保険会社の経営努力を一層反映した料率の設定が行われるよ

う、運用の弾力化を図る。

口座振替扱等によって保険料を払い込むものについても、割引保険料制の導入を図る。

(新商品開発)

新しい保険商品・サービスの開発については、保険会社の創意・工夫を尊重し、認可の運用の一層の弾力化を図る。

(契約者配当規制)

契約者配当規制については、生命保険会社の自主的検討をできるだけ尊重した個別化を推進する。

(財産運用)

保険会社の財産運用規制については、経済金融環境の変化等を踏まえ、外国有価証券の所有枠の拡大、任意運用枠の新設等一層の緩和を図る。

(不動産取得)

保険会社の不動産取得に係る規制については、保険会社による不動産投資の多様化、効率化を図る観点から、一件当たりの事前承認限度額の引上げ、用途制限の緩和等の措置を講ずる。

(関連会社)

保険会社が関連会社に行わせることのできる業務の範囲については、時々の経済金融情勢の変化等に即応して、拡大の方向で引き続き見直しを行う。

(保険契約条項の比較説明)

保険契約条項の一部を比較して説明することは禁止されているが、保険契約に当たって契約者が各種の保

険商品の中からニーズに合った商品の選択が容易となるよう、情報提供の充実等運用の弾力化を図る。

(その他)

役員報酬等に異動があった場合の報告については、廃止する。

外務員が使用する生命保険の募集文書図画の大蔵省への届出については、廃止する。

団体定期保険の団体数、資格者数等に係る大蔵省への毎月の報告については、廃止する。

法人募集代理店の設置(変更)報告及び事前届出については、廃止する。

(2) 運輸

運輸事業は、生活・産業活動に不可欠な貨物輸送サービス、国民の足としての旅客輸送サービス等を提供する事業であり、国民生活の安定向上及び社会経済の維持発展に欠かすことのできない公共的な事業として重要な役割を担っている。このため、これら公益を維持、増進することを目的として、利用者保護、安全確保、事業の適正な運営の確保、災害時における輸送力の確保等の観点から、各種規制が行われている。

運輸省は、昭和59年9月から、交通基盤の整備、ユーザーのニーズの多様化・高度化、産業構造の変化等を踏まえ、各種規制の抜本的な見直しを含む規制の在り方の検討に着手している。本年3月には、その第一弾として、許認可事項の整理、運用面の改善、申請書類・報告事項

等の簡素化を中心とした改善措置を取りまとめたが、本格的な規制の在り方については引き続き検討することとしている。

運輸事業は、対象によって旅客と貨物に大別されるか、更に、利用者が不特定多数の一般国民であるものと特定又は多数の事業者であるものに、また、輸送手段によって、自動車、鉄道、船舶、航空機に区分されるなど、多様なものとなっている。

運輸事業の規制の在り方については、各種審議会や関係方面から多くの意見・要望等が出されるなど、所要の見直しが求められているところである。運輸事業に対する規制は、20年代から30年代にかけて制定されたもので、その後の社会経済情勢は大きく変化しており、技術革新の進展、国民のニーズの多様化・高度化に対応したものとなっていない面もあることなどが指摘されている。

したがって、安全確保が強く要請されるなど運輸事業の持つ特性及び中小零細企業や労働集約性の高い事業が少なくななど各事業の実態に留意しつつ、参入に当たっての規制の重点を量的規制から質的規制に移行させること、運賃について一層の多様化、弾力化等を図ること等、できる限り市場原理を導入することにより、運輸事業の活性化を図り、輸送サービスの向上に寄与することが必要である。

ア トラック事業

トラック事業は、昭和26年に成立した道路運送法によって規制されており、事業の免許、運賃、運送約款、事業計画の認可等がその内容となっている。

法制定当時は、戦後の経済復興期であり、鉄道の補完的なものであったが、現在では、国内貨物輸送において基幹的な役割を果たすまでになっている。

この間、一部事業免許の統合、定額運賃制から幅運賃制への移行等の改正が行われているが、社会経済情勢の変化に伴い、次のような措置をとる必要がある。

() 当面の措置

(参入規制関係)

区域トラック運送事業の積合運送許可の運用を弾力化する。

区域トラック運送事業の事業区域の設定について、経済交通圏への拡大の推進を図る。

区域トラック運送事業の免許について

- i) 事業用自動車の種別ごとの数に係る規制を廃止する。
- ii) 専用自動車道を開設するものの車線数、計画速度等に係る規制を廃止する。

路線トラック運送事業の免許について

- i) 事業用自動車の種別ごとの数に係る規制を廃止する。
- ii) 専用自動車道を開設するものの車線数、計画速度等に係る規制を廃止する。
- iii) 経由道路に関する規制を弾力化する。
- iv) 各運行系統に配置する事業用自動車の総数及びその所属営業所に係る規制を廃止する。

- v) 各運行系統に配置する事業用自動車の最大積載量ごとの数に係る規制を廃止する。

路線トラック運送事業の荷扱所のうち、宅配便のいわゆる取次店の新設及び廃止に係る名称及び位置の認可を届出とする。

(標準運送約款関係)

トラック運送事業について、消費者物流対策として宅配便の標準運送約款を制定、公示する。

トラック運送事業について、消費者物流対策として引越輸送の標準運送約款を制定、公示する。

(設備規制関係)

区域トラック運送事業について

- i) 各営業所に配置する事業用自動車の数の変更の認可を届出とする。
- ii) 給油施設の設置義務を廃止する。
- iii) 有蓋車庫の設置を弾力化する。

路線トラック運送事業について

- i) 給油施設の設置義務を廃止する。
- ii) 事業用自動車の行先及び運行系統の表示義務を廃止する。

路線、区域両車両の併用禁止措置を廃止する。

(その他)

区域トラック運送事業の運転者の乗務記録について、運行記録計による記録に所定の事項を付記することにより代用できることとする。

路線トラック運送事業の運転者の乗務記録について、運行記録計による記録に所定の事項を付記することにより代用できることとする。

() 中期的に措置すべき事項

近距離路線事業と区域積合事業あるいは区域限定事業と特定事業が同一の市場において混在していることなど、規制と現実との間にかい離が生じているので、事業区分の見直しを行うとともに、規制の在り方を検討する。

運賃については、個建運賃制を導入するなど一層の多様化、弾力化を図る。

イ バス・タクシー事業

バス・タクシー事業は、昭和26年に成立した道路運送法によって規制されており、事業の免許、運賃・運送約款、事業計画の認可等がその内容になっている。

法制定後、自動車による旅客輸送の成長、多様化に伴い、無償自動車運送事業の追加（昭和31年）、運行管理者の選任・義務付け（昭和35年）、一部事業について免許制から届出制等への緩和などの措置がとられている。

しかし、国民生活の高度化、多様化に伴い、バス・タクシー事業についても、新しいニーズへの対応、事業活動の一層の活性化が要請されている。

したがって、次のような措置をとる必要がある。

() 当面の措置

(参入規制等関係)

需要の実態に合わせて貸切バス事業免許の事業区域を拡大する。

貸切バス事業の免許に当たり、事業用自動車の種別ごとの数に係る規制を廃止する。

乗合バス事業の免許に当たり、事業用自動車の種別ごとの数に係る規制を廃止する。

貸切バス事業の運送約款について、標準運送約款を制定、公示する。

乗合バス事業の運送約款について、標準運送約款を制定、公示する。

大都市近郊における住宅団地等への深夜輸送対策として、i) バス終発時刻の延長、ii) 深夜バスの導入、iii) 乗合タクシーの導入を行う。

旅客需要に的確に対応できるよう、例えば、乗合バスの予備車の貸切バスへの流用制限の緩和など、車両運用の弾力化を図る。

都市圏におけるタクシーの事業区域については、需要の実態に応じ、交通圏単位に拡大する。

(価格規制関係)

貸切バスの運賃について幅運賃の幅を拡大する。

乗合バスの運賃に係る営業割引の運用をより一層弾力化する。

タクシー運賃については、利用者ニーズの多様化に応じ、多数の旅客を運送するタクシーの運賃の

設定，観光地におけるルート別運賃の採用など適切な対応を図る。

(設備規制関係)

貸切バス事業の給油施設の設置義務を廃止する。

乗合バス事業の給油施設の設置義務を廃止する。

乗合バス事業のダイヤ変更認可のうち，運行回数の変更を伴わない運行時刻の変更は届出とする。

指定区域内におけるタクシー事業の営業所の廃止認可について，すべての営業所を廃止する場合を除き，届出とする。

タクシー事業の給油施設の設置義務を廃止する。

(その他の規制関係)

乗合バス事業の営業所等における終発便発車の表示義務を廃止する。

乗合バス事業の休止許可を継続する場合，路線図の添付を省略する。

貸切バス事業の車掌の乗務記録を廃止する。

貸切バス事業の運転者の乗務記録について，運行記録計による記録に所定の事項を付記することにより代用できることとする。

乗合バス事業の車掌の乗務記録を廃止する。

乗合バス事業の運転者の乗務記録について，運行記録計による記録に所定の事項を付記することにより代用できることとする。

タクシー事業の運転者の乗務記録について，運行記録計による記録に所定の事項を付記することにより代用できることとする。

タクシー業務適正化臨時措置法のタクシー運転者の登録事項から本籍を削除する。

タクシー事業者の運転者に対する指導要領の届出を廃止する。

個人タクシー事業の休止について許可を要しない期間を延長する。

() 中期的に措置すべき事項

タクシーの増車を認める場合には，旅客に対するサービス等の業績を重視するなど，事業者の実態に対応したものとする。

地域の実情に応じ，乗合タクシーを導入する。

タクシーの運賃適用区域を地域の実情に応じて見直す。

ハイヤー運賃に係る規制を弾力化する。

ウ 航空事業

我が国の民間航空活動に関する規制は，航空法を基本として行われているが，同法では，航空機の登録，安全性及び運航，乗員，飛行場に関する規定のほか，事業免許，事業計画，運賃・料金，運送約款，運航規程・整備規程，運輸協定の認可等航空運送事業に関する規定が置かれている。

運輸省は，航空を取り巻く社会経済情勢の変化に対応して，事業者の競争原理の導入や利用者サービスの向上を図るため，閣議決定等で定められた航

空三社の分野調整の下で、ダブルトラック化、トリプルトラック化の推進、国内運賃割引制度の弾力化、日本貨物航空株式会社の免許等の措置をとってきている。

しかしながら、国内及び国外における航空事業をめぐる状況の変化は著しく、それに必ずしも十分対応しているとは言えない。このことは、空港の立地、運用上の制約、空域の制限等我が国航空事業の特別の事情による面もあるが、事業規制の一層の緩和を図るため、次のような措置をとる必要がある。

() 当面の措置

国内貨物チャーター便の運賃の個別認可を包括認可とする。

定期航空運送事業の国内航空貨物について、幅運賃制を導入する。

定期航空運送事業の国内航空貨物運賃について、営業割引の運用を弾力的なものとする。

利用航空運送事業の国内利用航空貨物について、幅運賃制を導入する。

利用航空運送事業の国内利用航空貨物運賃について、営業割引の運用を弾力的なものとする。

事業計画のうち

i) 利用航空運送事業については、貨物の引取り又は配達を委託する場合の受託者の氏名、住所等の変更の認可を届出とする。

ii) 外国人国際利用航空運送事業については、貨物の引取り又は酪達を委託する場合の受託者の

氏名、住所等の変更の認可を届出とする。

iii) 利用航空運送事業については、貨物の集配を行う地域の変更の認可を届出とする。

iv) 外国人国際利用航空運送事業については、貨物の集配を行う地域の変更の認可を届出とする。

国際包括旅行チャーター便の許認可について、乗客名簿を省略する。

() 中期的に措置すべき事項

東京、大阪等の主要空港の整備状況等を考慮しつつ、航空三社の事業分野の見直しを含む競争政策の導入を図るとともに、事業計画の認可等について緩和の方向で規制の在り方を見直す。

航空事業全般の効率化を促進するため、ウエットリース(乗員と機材をパッケージでリースする制度)の導入について検討する。

地方の航空需要の変化に対応した地域内航空システム(いわゆるコミュータ航空システム)を確立するため、同分野への参入の円滑化等を図る。

エ 海上運送事業

海上運送事業については、海上運送法、内航海運業法、船舶安全法、海運業の再建整備に関する臨時措置法等により、様々な規制が行われている。その規制は、参入について見ると、一般旅客定期航路事業以外は許可ないし届出であり、価格についても、一般不特

定多数の国民を対象とするもののみ認可制であるなど、他の事業分野に比べ緩やかな規制となっている。

しかし、我が国内航海運及び外航海運は、それぞれ構造的問題を抱えており、特に海上運送の確保と健全な発展が極めて重要な意義を持っている外航海運については、早急な対応策の確立が喫緊の課題となっている。

したがって、当面、次のような措置をとる必要がある。

(参入規制関係)

昭和39年に確立された外航海運集約体制をめぐる状況の変化や問題点に対応しつつ、集約体制に関する国の規制を極力少なくする。

北米航路のスペースチャーター体制については、企業が最も適切な運航方法を自己の経営責任において選択することができるよう、弾力化を図る。

内航運送業の事業計画のうち

- i) 営業所の位置の変更の認可を届出とする。
- ii) 船舶の船質の変更の認可を届出とする。

内航船舶貸渡業の事業計画のうち

- i) 営業所の位置の変更の認可を届出とする。
- ii) 船舶の船質の変更の認可を届出とする。

(標準運送約款関係)

次の事業について、標準運送約款制度を導入する。

一般旅客定期航路事業
自動車航送貨物定期航路事業
旅客不定期航路事業

(価格規制関係)

次の事業について、営業割引の運用を弾力化する。

一般旅客定期航路事業
自動車航送貨物定期航路事業
旅客不定期航路事業

(その他)

船舶安全法に基づく大型船舶の検査については、(財)日本海事協会の活用範囲を拡大するなど、民間検査機関等の積極的活用を図る。

船舶検査については、検査の項目、内容の簡素化、合理化を図る。

内航海運については、その輸送需要に応じ、スクラップアンドビルド方式による船腹調整の運用を弾力化する。

内航海運組合の定款のうち、事務所所在地の変更の認可を届出とする。

一般旅客定期航路事業を経営する法人の合併の認可申請書の添付書類について、航路損益計算書を削る。

危険物積載船に対する安全対策確約書の簡素化、様式化を図る。

船舶の海外譲渡、貸渡しの許可について、諸手続の簡素化を図る。

オ その他事業

上記に述べたもの以外についても、事業の活性化の推進、利用者利便の向上等の観点から、その積極的な見直し

を行い、所要の改善措置を検討すべきものと思われるが、当面、次の事項について改善を図る必要がある。

() 当面の措置

通運事業について

- i) 通運事業の免許に当たり、事業用自動車の種別ごとの数に係る規制を廃止する。
 - ii) 通運事業の免許に当たり、興業費に係る規制を廃止する。
- 倉庫業について
- i) 普通倉庫について幅料金を導入する。
 - ii) 倉庫料金の品目整理を行い、簡素化を図る。
 - iii) 標準倉庫寄託約款制度を導入する。
 - iv) 倉庫業の定期報告のうち、「月末倉庫使用状況報告書」及び「受寄物月間入出庫高及び月末保管残高報告書」を月ごとの報告から四半期ごとの報告とする。
 - v) 発券倉庫業者の「倉庫証券発行回収高及び流通高報告書」(四半期報)は、発券実績のない業者の報告を廃止する。

港湾運送事業について

- i) 港湾運送料金の品目整理等を行い、簡素化・弾力化を図る。
- ii) 専用埠頭でのパイプ等による機械荷役については、免許基準の運用の弾力化を図る。
- iii) 港湾運送事業の事業計画のうち、事業所の数(検数事業等に係るものを除く。)の変更の認

可を届出とする。

一般自動車道事業について

- i) 免許申請の添付書類から使用料金表及びその算出の基礎を削る。
 - ii) 免許申請の添付書類から兼業の種類及び概要を削る。
 - iii) 工事完成検査に伴う供用開始の届出を廃止する。
 - iv) 構造設備検査に伴う供用開始の届出を廃止する。
 - v) 一部検査に伴う供用開始の届出を廃止する。
 - vi) 再開検査に伴う供用開始の届出を廃止する。
 - vii) 事業者が死亡したときの届出を事業相続認可申請を行ったときは不要とする。
- その他
- i) 地方鉄道の臨時の運賃割引の規制を緩和する。
 - ii) 軌道の臨時の運賃割引の規制を緩和する。
 - iii) 一般旅行業者が選任すべき旅行業務取扱主任者の数に係る規制を緩和する。
 - iv) 自家用トラックに関する表示事項を簡素化する。
 - v) 海技従事者国家試験の予備身体検査を行うことができる医師の指定を拡大する。
 - vi) 海事代理士の登録事項の変更申請の提出期限を弾力化する。
 - vii) 地方鉄道の動力としての人力、馬力の使用禁止を廃止する。

() 中期的に措置すべき事項

通運事業については、将来の国鉄貨物輸送に関する国鉄再建監理委員会の結論を踏まえて、免許種別の統合等規制の在り方を検討する。

高度化、多様化する輸送ニーズに対応するため、複合一貫輸送を促進する方向で規制の見直しを行う

(3) 石油等エネルギー

ア 石油業

石油業法は、昭和37年の外貨割当制度の廃止に伴い、過当競争や国内市場の混乱といった事態が発生することを懸念して、それまでの外貨割当制度に代わって石油の生産・輸入等を規制することにより、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため制定されたものであり、通商産業大臣による石油供給計画の策定を基軸として、石油精製業の許可、石油精製設備の新増設の許可、石油輸入業・販売業の届出、石油生産・輸入計画の届出等の規制を行うことにより、重化学工業の発展に支えられた我が国経済の高度成長の下で必要とされる石油政策遂行のために活用されてきた。

しかしながら、2度にわたる石油ショックを通じ、我が国の石油製品需要は急激に減退し、中長期的にも需要の大幅な伸びは期待できなくなってきた。石油製品の需要構造の中・軽質化が進展するなど、石油業を取り

巻く社会経済情勢は大きく変化してきている。

こうした状況の変化に伴い、石油精製設備の過剰が顕在化したほか、いわゆるC重油ネック等により油種間の需給バランスの確保が困難な状況となってきた。また、国際的には、産油国のダウンストリームへの進出に伴って製品輸入圧力が高まっている。

こうしたことから、現行法の体系の中での運用のソフト化、過剰設備の処理、設備の高度化、石化用ナフサや重油の輸入自由化、漸進的拡大等の措置が図られてきており、今後も元売集約化の推進や第2次の過剰設備処理等の対策が進められようとしている。

一方、石油は、我が国の一次エネルギー供給の約6割を占め、そのウエートは減少することが予想されるものの、依然として経済の安全保障にも関連する重要な物資であることから、その安定供給を確保することは、国家の重要な課題である。

このような状況の中で、石油業がその期待される役割を果たすことにより石油の安定的で効率的な供給を確保するためには、石油業の側において、自ら積極的に構造改善に取り組み、石油供給システム全体の合理化、効率化を図るとともに、企業の自己経営責任と市場メカニズムを基本とする自律的な産業秩序の形成を指向すべきであり、また、今後の行政の在り方としても、一段とソフト化を進め、極力市場メカニズムを通じて民間の活力を尊重する

ことが望ましく、安易な行政介入や保護は回避すべきである。

こうした観点に立って、次のような措置をとる必要がある。

() 当面の措置

石油精製設備の新增設等の許可については、石油産業の集約化を促進するとともに最適操業体制の実現を図る観点から、運用の一層の弾力化を図る。

石油製品生産計画に対する指導については、販売動向に即応したものとされるよう配慮しつつ、企業の自主性を尊重する観点から、一層の弾力化を図る。

石油製品輸入については、石油製品貿易の国際化動向等を踏まえ、所要の条件整備を行った上で、輸入の拡大等漸進的に国際化を図る。

その際、石油製品輸出規制については、輸入の拡大等と併せてその緩和を図る。

石油製品販売業の届出については、届出を要する事務所の範囲の縮小、届出方法及び変更の簡素化を図る。

揮発油の使用の節減を図るため行われているガソリンスタンドの営業日の制限に係る規制については、緩和の方向で具体策を検討する。

石油業法、揮発油販売業法及び石油備蓄法に係る次の報告及び申請添付書類については、石油の需給事情を勘案しつつ見直しを行い、

申請者等の負担軽減の観点から、その簡素化を図る。

石油精製業許可申請書添付書類、石油精製設備の新增設許可申請書添付書類、揮発油販売業登録申請書添付書類、船積状況報告、石油備蓄実績等の報告、石油需給状況報告、石油輸入状況報告

() 中期的に措置すべき事項

石油業法については、元売の集約化、設備構造の高度化等構造改善対策を講ずることにより、適正な競争が行われるための条件整備を図り、早急に、その在り方について、極力民間の自主的活動に委ねる方向で抜本の見直しを行う。

揮発油販売業法については、早急に構造改善対策の推進、公正競争ルールの定着等を図り、その在り方について抜本の見直しを行う。

イ 電気及びガス

電気事業及びガス事業は、国民生活、経済活動に不可欠な電気及びガスというエネルギーを供給する点で公益性の高い事業であり、いわゆる規模の利益が認められる事業であることから、重複投資を避け低廉で安定的なエネルギーの供給を確保するため、地域独占が認められる一方、料金その他について公益事業としての規制が行われている。

しかしながら、こうした規制の体制を基本としつつも、例えば技術進歩に応じ規制の在り方の見直しを図るべき

ところもあり、次のような措置を講ずる必要がある。

(ア) 電気

電気料金については、電力需要の負荷平準化を図る観点から、季節別・時間帯別料金制度をはじめとして中長期的な料金体系の在り方について検討を進め、より一層の弾力化を図る。

熱供給発電については、一般電気事業者の配電設備と接続する場合には、一般電気事業者による電気の安定供給に支障が生じないようにするとともに、設置者の利益にも十分配慮しつつ所要の条件整備を図ることとする。

(イ) ガス

ガス用品について、製造者の品質管理状況の向上を勘案しつつ、早急に事業登録・形式承認制度を活用する。

(4) 都市整備

我が国の都市においては、高度経済成長の過程での急速な都市化の進展に対して都市基盤の整備等が立ち遅れたこと、計画、規制の運用がこれらの情勢に十分対応しきれなかった面があること等のため、居住環境が劣っていたり、都市機能が円滑に発揮できない不健全な市街地が形成された。

最近に至り、市街地の拡大状況は緩やかなものとなったが、今後の都市整備については、良好な都市環境の形成、居住水準の向上等を因っていくため、地価の

安定にも配慮しつつ、民間の活力をいかし、既成市街地の中心部等においては、敷地の共同化を図りつつ土地の計画的な高度利用を推進し、郊外においては、良好な住環境を備えた計画的な開発を促進していく必要がある。

都市整備分野での規制については、このような都市整備の目標へ向けて、適切な都市計画の下で、住宅・宅地供給、都市開発等を適切に誘導・活性化していくよう、規制の見直しを行う必要がある。

ア 手続、負担の適正化

民間事業者等が、公的部門の計画・規制の下で、良質の住宅・宅地供給を行っていくには、事業者には課される負担や手続が適正かつ合理的なものでなければならない。

住宅・宅地の供給価格が、国民の平均的な取得能力を大幅に上回っている現在、良好な都市環境の整備に配慮しつつ、行き過ぎた負担、手続を是正し、宅地等の供給コストの引下げにも資するよう、次のような措置を講ずべきである。

(ア) 過大な負担の是正

宅地開発や中高層住宅供給に際してのいわゆる宅地開発指導要綱、マンション指導要綱等による各種公共公益施設等のための用地・施設提供や寄付金等の金銭負担の中には、良好な市街地形成の観点からみても、行き過ぎているものがある。

宅地開発指導要綱については、既に、「宅地開発等指導要綱に関する措置方針」等により、行き過

きた負担の是正が徐々に進んでいるが、地方自治体の是正状況は全体として必ずしも十分なものとは言えない。今後、「措置方針」の趣旨が徹底されるよう、都道府県を通じ個別指導を強化するとともに、寄付金等についても、必要に応じ、関係省庁が相互に協力して、その実態を把握し、適切な指導を行う。

いわゆるマンション指導要綱による負担についても、宅地開発指導要綱と同じく、行き過ぎることのないよう、関係省庁が協力して、適切な指導を行う。

市街化区域内における地域森林計画対象民有林に係る林地開発許可については、市街化の状況等に応じ、弾力的に残存緑地面積が決定されるよう、適切な措置を講ずる。

(イ) 手続の簡素化・迅速化

宅地開発等に関連する許可等については、土地利用、農林、防災、環境、道路、河川、教育、文化財保護等多くの行政分野において、地元市町村、都道府県等との調整が必要であるが、これらの調整手続については、事前協議から本申請を経て開発許可に至るまでの期間が相当長期化しており、また、協議・審査のための提出書類等が、地方公共団体の独自要求資料を含め、膨大なものとなっている。

ア) 手続、書類の全面的な総点検

関係各省庁においては、これまで、これら手続の簡素化、迅速化に努力してきたが、なお、簡素化、迅速化についての要望が強い。(例えば、書類面でも、開発行為の施行同意書や農地転用の許可・届出申請書について、県の規則等により、申請の時点で関係者の印鑑証明を添付させている点について、要件を緩和すべきとの意見がある。)

円滑な宅地等の供給を促進するため、関係省庁は、事前協議から開発許可に至るまでの多くの行政分野との調整手続全般について、手続間の同時並行処理、添付書類のできる限りの共通化等の観点から、その手続・書類の全面的な総点検を早急に行うとともに、必要に応じ、複数省庁にまたがる問題については関係省庁による連絡検討を行うなどして、簡素化、迅速化のための具体策を確立し、地方公共団体を指導する。

イ) 開発許可審査手続の簡素化、迅速化

開発許可については、あらかじめ地方公共団体との間で事前協議等を経て、本申請が行われているが、申請者に無用の負担を課すことのないよう、開発許可審査について、適切な標準的処理期間の設定を推進すること、事前協議終了後の本申請についての市町村経由手続の迅速化等

を行うこと、提出書類の簡素化を進めることなど、手続の簡素化、迅速化の措置を講ずる。

既に土地区画整理事業が施行された土地等公共施設が整備された市街地におけるマンション等の建築に係る開発許可については、手続の大幅な迅速化等を図る。

ウ) 農地転用許可等手続の簡素化、迅速化

市街化調整区域等における農地転用許可については、事前審査を含む手続の迅速化、権限の地方委譲等についての要望が強いことを考慮しつつ、経由手続を含め全体としての審査の効率化、提出書類の簡素化など、手続の簡素化、迅速化を一層推進する。

国の権限とされている保安林解除（水源かん養保安林など）の手続についても、手続の迅速化、権限の地方委譲等についての要望が強いことを考慮しつつ、経由機関における調査の効率化、国の審査の改善など、手続の迅速化を推進する。特に保安林解除手続は、開発許可が確実となった段階で国への進達手続が開始されるが、極力、開発許可手続との並行化を進めることなどにより、開発許可後の保安林解除手続期間を大幅に短縮する。

農地転用、保安林解除に関す

る国の権限行使に当たっては、都道府県知事の意見との十分な調整を図る。

エ) 埋蔵文化財調査の迅速化

宅地開発等に当たっての埋蔵文化財の調査については、事前協議及び発掘調査が長期化しており、調査の迅速化等についての要望が強いことを考慮して、埋蔵文化財調査センターの整備、調査員の充実とその広域的活用を図るなど調査体制を整備するとともに、埋蔵文化財包蔵地を周知徹底し、事前協議・調査期間短縮のため、事務処理及び調査等の基準をより明確化し、地方公共団体への徹底を図るなど、文化財保護と都市整備の推進との円滑、迅速な調整のための具体的措置を講ずる。

オ) 建築確認手続の迅速化等

近年の建築物の大規模化・複雑化、周辺住民との闘争の発生等に件い、建築確認審査期間は法定期間をかなり上回っているが、書類不備等の不適合通知の活用、確認時の審査対象法令・事項の明確化など、審査手続の効率化、迅速化の措置を講じ、法定期間を遵守するよう努める。また、総合設計等建築基準法上の特例許可についても、手続迅速化のための措置を講ずる。

建築に際して周辺住民の同意書を要件とするなどいわゆるマンション指導要綱の行き過ぎに

については、措置方針を定め、是正指導しているところであるが、是正状況は十分なものとは言えず、今後指導を強化する。

日照紛争の解決等のための周辺住民との調整については、必要に応じ、地方公共団体は、相談、あっ旋等に努める。

カ) 土地取引規制に関する手続の簡素化等

国土利用計画法による土地取引の届出制度は、これまで、投機的取引の防止、地価の安定等に大きな役割を果たしてきたが、近年一部地域を除き地価が安定化傾向を続ける中で、届出制度について規制の緩和、強化の両面から各種の指摘がなされている。こうした状況を踏まえ、

届出等手続については、マンション・宅地等分譲の売れ残りが生じた場合の再確認手続の見直しなど、手続の一層の簡素化、迅速化のための措置を講ずる。

届出制度については、国土利用計画法の見直しの一環として、中長期的な観点から今後の経済社会の動向に即した制度の在り方を検討する。

高度利用の推進のための都市計画、建築規制の見直し

既成市街地においては、民間活力を適切に誘導しつつ、土地の高度利用を推進していくため、都市計画、建築規制の見直しを推進すべきである。この

場合、都市再開発方針の策定等を通じて、具体的に、都市の再開発・高度利用のビジョン、必要性を明らかにしつつ、高度利用型の都市居住へ向けて住民意識の転換を図っていく必要がある。

なお、複雑化している建築基準法上の各種規制については、規制の簡素・合理化の観点から、絶えざる見直しが必要である。

こうした観点から、次のような措置を講ずべきである。

(ア) 用途地域の見直し等

用途地域の指定については、土地利用の変化等に応じて、的確な見直しを行う。特に、第一種住居専用地域については、大都市の中心部等の住宅地を良好な中高層住宅に向けて整備していくとの観点から、真に低層住宅としての良好な居住環境の維持のため必要な場合を除き、第二種住居専用地域に指定替えを行うこと、土地利用の変化に機動的に対応したスポット的な用途地域の変更を行うことなど地域の実態に即した見直しが行われるよう、地方公共団体を指導する。

用途地域の的確な見直しを行う際には、あわせて日影規制の適用についても、見直された用途地域に対応した合理的な日影規制が選択されるよう指導する。

(イ) 優良な再開発促進のための容積規制の緩和等

良好な都市環境の形成に資する

プロジェクトについては、特定街区、総合設計の制度を弾力的に活用し、個別的な容積率の割増しを積極的に行う。

なお、いわゆる空中権については、当面、特定街区制度及び一団地の建築物に対する建築基準法上の特例制度の活用により、その活用を推進する。

省資源・省エネルギーを促進する見地から、中水道、地域冷暖房を設置する建築物について、一定の範囲内で容積率の緩和を行うよう措置する。

既成市街地の高度利用が必要な地区について、その地区内で民間等が行う優良な都市再開発事業が促進されるよう、必要な措置を検討する。

今後、大都市地域において、中長期的な観点から、防災性向上等のため低質木造賃貸住宅地区など都市環境の劣る住宅地域の再開発を推進していくため、現行の都市再開発制度にとどまらず、新たな計画・誘導等の手法を検討する。

ウ 計画的な開発促進のための都市計画の見直し等

都市郊外においては、従来ともすれば、大都市圏を中心に、地方公共団体は、人口の増加、財政の悪化等を懸念して、開発許可等の諸制度を抑制的に運用しがちであった。しかし、近年、人口動態の変化、良好な住宅地への国民ニーズの高まり等の状況変化が著し

く、今後は、計画的で良好な宅地開発の推進等の観点から規制を見直すこととし、次のような措置を講ずべきである。

(ア) 線引き（市街化区域及び市街化調整区域の区分）の見直し

現在各都道府県で行われている第2回の線引きの見直しについては、計画的な市街化促進の観点から、人口、市街地整備の動向に即した適切な見直しを行い、その早期完了を図る。

今回新たに設定された保留人口フレーム（将来人口の一部を市街化調整区域に予定する制度）の活用等により、土地利用の動向に即して、線引き制度を機動的に運用する。

(イ) 市街化調整区域における開発適地の開発促進

市街化調整区域において、地域の実情に応じ、計画的な優良開発を推進するための開発許可の規模要件の引下げについては、かなりの地方公共団体で実施済みであるが、大都市圏では未実施の団体が多く、これらの団体に対し、積極的な指導を行う。

広域的観点から、大都市圏の市街化調整区域において開発適地の開発を促進していくため、大規模な宅地開発促進のための調査の推進等の措置を講ずる。

(ウ) 土地区画整理事業の一括代行組合土地区画整理事業の一括代行方式（民間事業者が、保留地の取得

を条件として、組合の運営に関する業務及び施工を一括して代行する方式)については、住宅金融公庫等の業務代行者融資制度の活用を図るとともに、今後とも、契約内容の標準化を進めるなど、その普及を促進する。

エ 土地の有効利用促進のための規制等の見直し

都市部において、土地の有効利用を進め、再開発や良質の宅地・賃貸住宅供給を促進していくため、借地方式、信託方式等の活用を推進していく必要がある。こうした観点から、次のような措置を講ずべきである。

(ア) 地代家賃統制令の廃止

地代家賃の改訂と老朽家屋建替えの円滑化のため、現状と著しくかい離している地代家賃統制令は、早期に廃止する。

(イ) 借地・借家法の見直し

借地・借家法は、大正10年に制定して以来、借地・借家をめぐる契約関係の合理化に寄与してきたことは事実であるが、近年、土地建物所有者と借地人、借家人との関係は、かつてのように一方が経済的強者、他方が弱者であるとして一律には割り切れない状況が生じている。また、借地について、地代改訂などの地主の不安を除去するような工夫をこらした新たな借地方式による宅地供給の動きも生じている。関係省庁においては、これらの状況を踏まえ、借地・借

家法の見直しについて、協議の場を設ける等所要の検討を開始することとする。

当面、借地・借家関係の合理化に資するため、借地・借家契約の「標準的な契約約款」の作成、普及を図る。

(ウ) 土地信託の活用

新しい土地有効利用の方策としての土地信託については、各種事業に関する助成措置等の適用関係を明確にするなど、活用のための条件を整備する。

(5) 輸出入関連事項

ア 輸入関連問題

我が国は、戦後40年にわたる世界の自由貿易体制の下で、その恩恵を受け、急速な経済発展を実現させてきた。しかしながら、近年我が国において、輸入が伸び悩む一方で輸出は依然順調な伸びを示しており、特に欧米諸国との貿易インバランスが拡大している中で、これら諸国において保護貿易主義が台頭しつつある。

こうした状況の中で、政府は、昭和60年4月に政府・与党対外経済対策推進本部を発足させ、市場アクセスの改善、関税の見直し、輸入制限の見直し、基準・認証制度の改善等の国際化施策の検討を進めている。

言うまでもなく、世界の自由貿易体制の危機は、そのまま我が国の産業・経済活動の重大な危機に直結するものである。

したがって、政府は、開かれた日本の実現を目指して、「原則自由・例外制限」という基本原則の下に、中長期的視点に立って市場開放の実現、対外経済協力の拡充、製品輸入の促進等の諸施策を策定するとともに、当面、市場アクセスの改善等の実効ある市場開放施策を策定し、速やかに実行に移す必要がある。

イ 輸出検査

輸出検査制度は、我が国輸出品の価値の維持・向上を図るため、国が指定した貨物について、輸出する際検査機関の検査を受けることとされているものであり、この制度は我が国の輸出品の品質向上及び取引の安定化に貢献してきた。

しかし、一般的に、近年、我が国の生産技術の水準及び国際競争力には著しい向上がみられ、輸出品の品質は国際的にも信頼を確立してきており、また、指定貨物の整理・縮小を行ってきた結果、我が国の総輸出額に占める指定貨物輸出額の割合が減少しているなど、その意義は低下してきている。

しかしながら、指定貨物の中には、その品質管理を輸出検査に依存しているもの、検査制度の存在が商取引に有利に働いているとするものが見られ、現状においては輸出検査を廃止することは困難と認められるものもある。

したがって、輸出検査については、業界による自主検査、品質管理体制等の整備を図るよう指導するとともに、臨時行政調査会答申を一層推進するた

め、以下の措置を講ずるものとする。

現行の指定貨物の整理・縮小基準に該当するものは、指定貨物から削除する。

指定貨物の整理・縮小基準を、製造業者等の品質管理能力、年間輸出額、受検者数等を総合的に勘案して見直しを行い、指定貨物の整理・縮小を図る。

国の機関による輸出検査については、民間活力の活用を図る観点からも、可能な限り、民間指定検査機関への移管、自家表示品目への移行を図る。

輸出検査の検査方法・検査基準については

- i) 優良製造業者等に対する検査方法の緩和を図る。
- ii) 商品に対する需要の多様化、包装技術の進歩に対応した検査基準の合理化・簡素化を図る。

ウ 輸出品のデザイン等の認定

輸出品のデザイン等の認定制度は、輸出入取引法に基づく業界等の自主規制を行うことが困難な特定貨物について、輸出品デザイン法に基づき、指定認定機関がデザイン等の認定等を行うことによって、国内外の他人のデザイン等の模倣を防止するため制定されたものである。

デザイン等の模倣防止については、基本的には輸出入取引法に基づく業界の自主規制に委ねるべきものであるが、現在の特定貨物の状況をみると、いまだデザイン等の判定申請において抵触

事例が後を絶たない状況にある。

したがって、通商産業省は、当面、判定申請による抵触の状況を勘案しつつ、模倣のおそれのなくなった特定貨物については整理・縮小する方向で見直しを行う。

(6) 医薬品

医薬品は、人の生命、健康に直接影響を及ぼすものであり、常に、その有効性、安全性及び品質の確保を図ることが要請されている。こうした観点から、薬事法では、医薬品の製造承認、製造業許可、検定など各種の厳しい規制が行われている。

しかし、近年、新薬等の開発期間が長期化し、開発費用が増大する中で、承認審査手続の迅速化等についての民間の要望が強まる一方、日本経済の国際化に対応して、医薬品についても基準・認証、輸入手続等の改善を求める声が強まってきている。

医薬品に関する諸規制は、医薬品の有効性、安全性等を確保するために厳格なものでなければならないが、それがいたずらに、企業の活力を失わせ、医薬品の開発や迅速・安定的な供給を遅延させることのないよう、規制の手続・内容を合理的かつできるだけ簡素なものにすることが必要であり、当面、次のような措置をとる必要がある。

新医薬品等の製造承認審査手続の迅速化のため、引き続き審査体制の充実を図るとともに、中央薬事審議会の運営の効率化に努める。また、承認書作

成等の事務処理の迅速化を進める。

医薬品の製造承認審査の効率化・迅速化を図るため、承認基準の作成を進めるとともに、臨時行政調査会答申の趣旨に沿って、画一的な審査が可能なものについては、承認権限の知事への委譲を進める。

なお、その一環として、医療用ガス等の小分けに係る承認についても、知事へ委譲する。

承認申請に必要な各種試験や資料については、申請者に過重の負担を課することのないよう、引き続きその基準の明確化を図る。

医薬品の製造業許可等については、国及び都道府県における事務負担等に配慮しつつ、権限委譲の方法について検討を進め、合理的な委譲が可能なものを知事に委譲する。

医薬品の検定については、製造・品質管理能力の向上、GMP（医薬品の製造管理及び品質管理規則）の実施状況等を踏まえ、今後とも品目の見直しを推進する。

交付後にき損・汚損した場合の検定合格証紙の再交付を行うこととする。

医薬品については、近年の製造・品質管理能力の向上、GMPの実施状況を踏まえ、品質確保に支障がないものについては、委受託製造の認められる範囲の拡大を検討する。

医薬品の基準・認証、輸入手続等については、今後とも、必要に応じ、有効性、安全性の確保に十分配慮しつつ、基準・認証、輸入手続等の改善のため

の見直しを行う。

申請者に過重の負担を課することのないよう、次のような申請書類等の簡素化を推進する。

(医薬品製造承認)

i) 申請の都度提出している動物試験施設等の概要資料については、他事案申請時に既に提出している場合には、重複提出とならないようにする。

ii) 臨床試験成績等の添付資料については、その利用実態にかんがみ、経由機関分の提出部数を削減する。

(医薬品製造業許可、医薬品品目追加・変更許可)

i) 既許可業者が新たに他製造所を設置する等の場合、再度提出する医師診断書等の資料については、重複提出とならないようにする。

ii) 薬局製剤の製造承認申請と同時にされる薬局医薬品製造業許可(品目追加・変更許可を含む。)申請については、添付資料「承認申請品目の販売名」を省略する。

(その他)

i) 薬価基準収載申請については、価格表等の申請書類を簡素化する。

ii) 製剤原料については、新医薬品の使用成績調査報告を廃止する。

iii) 医薬品副作用症例報告の添付資料(概要表)については、その記載内容を簡略化する。

iv) 後発医薬品の供給開始報告と重複する後発医薬品追補取載に係る報告を廃止する。

v) 供給開始報告における製品のラベ

ル・能書の添付を省略する。

vi) 供給開始報告、供給継続報告について、都道府県経由手続を廃止する。

(7) 種子

我が国における農産物の品種開発、種苗の生産、流通に係る規制は、種苗法及び主要農作物種子法により行われている。

種苗法は、品種登録制度により品種の育成の振興を図るとともに、指定種苗(主要農作物及び林業種苗を除く種苗のうち、農林水産大臣により指定された野菜、果樹等89種類)の流通の適正化を図っており、民間事業者が主力を占めている。

一方、主要農作物(稲、大麦、はだか麦、小麦、大豆)の優良な種子の生産及び普及を図るため制定された主要農作物種子法の規定は、主要農作物の品種開発を規制しておらず、また、種子の生産、流通分野への民間参入を必ずしも排除しているものではないが、この分野に必要な高度な知識、技術等の集積を国、都道府県のみが有していたことを踏まえた法体系となっており、実際にも品種開発は国、都道府県、生産・普及は都道府県、農業団体を中心に行われている。

しかし、最近におけるバイオテクノロジーの著しい進展及び民間事業者の参入気運の高まり等の現状にかんがみ、種苗に関する行政を総合的に見直し、農業者に優良種子を安定供給することを担保しつつ、自由な事業活動の余地を確保することが極めて重要となっている。

したがって、主要農作物種子法の次のような課題について検討を行い、民間事

業者の参入が可能となる体制を整備することが必要である。

種苗法との関係に留意しつつ、民間事業者が参入するに当たっての手續規定、参入事業者に対する指導監督規定等の整備

バイオテクノロジーの進展等を踏まえた、奨励品種決定調査の方法、内容等の改善

民間における原原種、原種の生産を容易とする方向での主要農作物種子法の整備

主要農作物種子法に基づく生産物審査と農産物検査法に基づく農産物検査との間の必要な調整

採種計画、種子価格に対する民間参入業者の意見の反映

民間業者が種子取扱業者に参入した場合における指定の在り方

また、以上の体制整備と併せて、バイオテクノロジーの進展等を踏まえて、植物品種保護制度の在り方を検討することが必要である。

(8) 職業訓練

職業訓練については、技術革新の進展、高齢化社会の到来等社会経済情勢の変化に対応し、民間の活力をより一層活用しつつ、労働者の職業生活の全期間にわたる職業能力の開発、向上を促進し得る体制の確立が必要であり、次のような諸施策を積極的に講じていく必要がある。

職業訓練の基準（教科、訓練期間等）については、近年の急速な技術革新の進展等に伴う労働態様の変化等に応じ、

多様な訓練ニーズに十分な対応を図る見地からその弾力化を推進するとともに、民間事業者等における職業訓練がより一層推進されるよう、情報提供や相談、指導等を積極的に行う。

公共職業訓練施設が実施する能力再開発訓練（離転職者等を対象とする職業訓練）については、その効率的な運用を図るため、同一地域内で専修学校、各種学校等民間教育機関においても実施している一部の訓練職種については、公共職業訓練施設内での訓練実施の要否を検討し、専修学校、各種学校等への訓練の委託を一層推進する。

公共職業訓練施設が実施する養成訓練（基礎的な技能を習得させるための職業訓練）については、地域の実情に応じ、専修学校、各種学校等を活用する方向で訓練職種の調整を行う。

なお、労働者の有する技能を一定の基準によって公証する技能検定制度については、臨時行政調査会答申に沿って、技術革新の進展等を考慮しつつ、検定の職種区分の統廃合等を進める。

(9) 保安四法

いわゆる保安四法（高圧ガス取締法、労働安全衛生法、消防法及び石油コンビナート等災害防止法）は、保安上の目的から、石油化学プラント等（石油精製プラント、石油貯蔵所を含む。）の塔、槽、熱交換器、ポンプ、コンプレッサー、加熱炉、ボイラー等の機器について検査・検定各種の規制を行っているが、これらの規制については、重複規制の排除、検

査の簡素合理化等についての要望がなされている。

臨時行政調査会答申においては、保安四法に基づきこれらの特定機器に課されている検査・検定等について、民間能力の活用と自主検査の推進、共管競合検査の排除、検査の簡素合理化等の観点から、具体的な整理合理化措置を提言している。

政府においては、関係省庁による保安四法関係許認可事務合理化連絡協議会において具体化のための検討を行い、既に改善措置が講じられているものもあるが、共管競合検査の排除等未実施のものについては、昭和60年度中に改善のための成案を取りまとめ、速やかに改善措置を講ずるべきである。

(10) 各種営業等

各種営業その他国民の諸活動に係わる規制については、国民の負担軽減及び行政事務の簡素化等の観点から、次のような措置をとる必要がある。

ア 旅館業関係

許可を要する下宿営業の範囲を明確化する。

営業承継については、許可を届出等に緩和する。

営業の許可の申請書記載事項及び添付書類の一部を省略する。

イ 興行場営業の承継については、許可を届出に改める。

ウ 公衆浴場営業関係

営業承継については、許可を届出に改める。

営業の許可の申請書記載事項及び添付書類の一部を省略する。

エ 食品営業関係

営業の許可について、衛生面から問題のない施設については現行の有効期間を延長する。

営業の許可について、同一人が、同一場所で行う複数の食品営業の許可申請を同時に行う場合、申請書及び添付書類の提出部数を削減する等簡素化を図る。また、許可申請書記載事項及び添付書類の一部を省略する。

オ 病院等の病床数の変更の許可について、軽微な変更（病室の病床数の減少）については届出に改める。

カ 助産所の収容人員制限を超えて収容した場合の届出を廃止する。

キ 航空機等修理事業の許可又は届出については、当該事業者が当該航空機等の製造の許可を受け、又は届出を行った者である場合における規制を緩和することについて検討する。

ク 甲種電気用品製造事業等関係

甲種電気用品製造事業の特定製造設備の基準については、電気用品の製造の実態に応じてその見直しを行う。

甲種電気用品の型式認可の有効期間については、電気用品の品質の安定性等を勘案して、その見直しを行い、必要に応じ延長する。

ケ 電気通信事業については、ポケットベル・サービス、自動車電話等の分野への新規参入を実質的に可能とするた

め、引き続き技術基準の改定等を行う。

コ 有線テレビジョン放送業については、利用目的及び機能が多様化しつつある現状を踏まえ、受信者の利益の保護に留意しつつ、事業参入、設備に係る技術基準等、関連諸制度を実態に適合するよう整備することについて検討する。

サ 作業環境測定機関関係

機関の業務の休廃止の許可は届出とする。

業務規程の認可は届出とする。

収支決算書の提出は廃止する。

機関における書類の保存期間は5年間から3年間とする。

シ 測量業関係

登録の有効期間を3年から5年とする。

登録申請書の記載事項のうち、「測量業以外の営業を行っている場合においては、当該営業の種類」に変更がある場合の変更登録を不要とする。

登録申請書の添付書類のうち、「営業用機械の種類、名称、能力及び数量を記載した書面」を不要とする。

ス 路外駐車場関係

管理規程の事前届出を事後届出にする。

休止、廃止、再開の事前届出を事後届出にする。

セ 国民健康保険における療養取扱機関
他の都道府県の被保険者に係る療養給付の取扱いの申出については、全国決済制度の整備状況を踏まえ、廃止する方向で検討する。

ソ 鉱業権者等からの石油又はガス採取

を目的とする坑井の掘さくの届出については、内容が相当であると認められる場合には掘さく開始日の60日前までとされる届出期間を短縮することができるようにする。

タ 電波法に基づく定期検査等については、電気通信事業の自由化に伴って急増する無線局の検査を効率的に行うため、警察無線等重要な無線局を除き、民間検査機関への委譲、技術基準適合証明制度の拡充等の方針を検討する。

国有地活用の在り方

1 基本的考え方

ア 我が国において、国有地は、国土面積の24パーセントに当たる896万ヘクタールを占めている。これらの国有地の大部分は国有林野であり、残りの国有地も国立病院等の事業経営や国立学校等の教育研究施設、空港等の交通運輸施設、矯正施設等の行政目的の用に供され、国民生活上重要な機能を果たしている。

イ しかし、国有地の中には、より高度な利用を図り国民生活の向上に資する余地が残されているものも少なくない。国有地、とりわけ都市部に所在する国有地について、その有効活用の必要性は、以下の理由により近年特に高まっている。

第1に、我が国における土地対策の面からの要請である。

38万平方キロメートルの狭小な国土に1億2,000万人の人間が生活し、世界有数の規模の経済活動が展開され、しかもわずかの平地部に大部分の人口や産業が

集積するという極めて高密度な経済，社会を形成している我が国においては，土地は貴重な資源であり，その高度利用は国公有地，民有地を問わず重要な課題である。

もとより，土地利用の有効性を高めるためには，高度利用誘導型の土地政策，地価対策，長期的かつ総合的な地域開発等が系統的，計画的に実施される必要があり，国有地の有効活用も，その一環をなすものにほかならない。

第2に，都市整備の面からの要請である。

我が国においては，急激な経済成長に伴い，十分な都市整備の余裕がないままに都市化が進展し，市街地が低密度で外延的に拡大した結果，防災，環境保全，都市機能の発揮等の面で多くの問題が生じている。

今後は，既成市街地の土地利用の高度化を進めることにより，道路，公園等の公共・公益施設の整備，オープンスペースの創出等を図り，災害に強く，安全で快適な環境を備えた活力ある都市づくりを推進することが必要である。

都市部に所在する国有地については，このような都市整備に活用することが強く要請されている。

第3に，民間活力活用の観点からの要請である。

今日，社会の成熟化に伴い，各分野について官民の役割分担の見直しが求められているが，国有地の利用についても，より一層民間活力の活用が要請されている。全国的資産として国が所有してい

る土地という国有地の性格にかんがみ，その使用を効率化し，国が使用する予定のない国有地については，公用公共優先の基本的原則を維持しつつも，極力民間の活力をいかしてその有効利用を図るという「管理から活用へ」の発想が必要である。

ウ このような国有地の有効活用の必要性の増大を踏まえ，政府は，これを国民的課題として受け止め，国有地の総点検，有効活用の仕組みの積極的な導入等を推進していくべきである。

2 有効活用の方策

(1) 国有地の総点検

政府は，民間活力による国有地の有効活用を図るため，昭和59年2月の国有地等有効活用推進本部申合せ等に基づき，既に176件，約76haの土地を選定し，逐次民間の利用に供してきているが，今回，当審議会が総務庁に依頼して行った実態調査結果においても，なお，有効活用の可能性が考えられる事例が相当数見受けられる。

大蔵省は，関係省庁の協力を得て，以下の考え方に基づいて，速やかに国有地の総点検を行い，民間活力活用可能土地（以下「民活可能土地」という。）を選定し，国有地等有効活用推進本部（以下「推進本部」という。）に報告する必要がある。

なお，総点検に当たっては，大蔵省が昭和59年度に行った実態調査及び総務庁の調査の結果を参考にして行うものとする。

また、今後は、定期的に総点検を行うこととする。

ア 非効率等土地の把握

都市部に所在する一定規模以上（例えば1,000㎡以上）の国有地について、次のものを把握する。

（ア）未使用土地

現に未使用の土地

（イ）未使用見込土地

将来使用しなくなることが見込まれる土地

（ウ）非効率使用土地

当該施設の適正規模，容積率等からみて，敷地の利用度が低く，土地利用が非効率で，当該施設の現況（老朽度，配置等）等から見て当該施設を集約立体化又は他の施設に統合する必要があると認められるもの

（エ）要転用土地

施設等を他に移転し，その跡地をより有効に転用することができると思われる土地

なお，市街化区域及び市街化調整区域の区分（線引き）等都市計画その他の土地利用規制，周辺地域の基盤施設の整備状況等土地利用上の諸条件の動向を十分把握し，有効活用の余地を検討する。

イ 国の利用計画との調整

未使用土地，未使用見込土地及び転用後の跡地等については，国有地が本来国の行政目的遂行のためのものであるとの性格にかんがみ，次により国の利用計画との調整を行う。

国の利用計画のあるものについては，行政需要の変化等を勘案して，

その妥当性を十分検討する。

なお，検討に当たっては，当該国有地所管省庁のみならず，政府全体としての利用の必要性を十分検討する必要があるので，関係省庁間の連絡を緊密にする。

国が必要とする場合においても，行政目的遂行上必要な範囲のものにとどめ，当該土地の効率的利用に十分配慮する。

ウ 有効活用可能土地の選定

国が使用する予定のない国有地については，次により有効活用可能土地の選定を行う。

地方公共団体等が利用を要望している場合には，当該利用計画の内容の妥当性を十分検討の上，公用公共用とすることが適当なものについては，その用に供する。

なお，相当規模のもの又は拠点的位置に所在するもの等で都市開発等に資すると考えられるものについては，地方公共団体との調整を図りつつ，原則として，民活可能土地として選定する。

地方公共団体等が利用する要望のないものについては，当該国有地の位置，規模，現況等を勘案して，民活可能土地として選定する。

（２）有効活用の仕組み

ア 利用構想の検討等

民活可能土地として推進本部に報告された国有地については，次により，その有効活用を推進する必要がある。

当該土地の位置，規模，現況等から見て，直接民間の利用に供することが適当と認められるものについては，条件が整い次第，速やかに処分する。

相当規模のもの又は拠点的位置に所在するもの等で都市開発や地域開発に資すると考えられるものについては，総合的な土地利用を図る観点から，原則として，次により，利用構想又は望ましい土地利用の在り方を検討する。

ただし，既に地方公共団体が中心となって，国，学識経験者等の参加を得て利用構想等の検討を行っているものは，その内容を尊重する。

i) 市街地再開発，区画整理等の面的整備，道路，公園等の公共・公益施設の整備等都市基盤の整備を必要とするものについては，周辺都市環境との関連等総合的な検討を必要とするので，土地利用計画，事業手法，民間活力活用の方法，推進主体等基本的な利用構想の検討を行う。また，基盤整備を必要としないものについては，当該土地の利用目的等についての望ましい土地利用の在り方を検討する。

ii) 検討は，推進本部の要請により，プロジェクト・チームを設けて行うことが望ましい。

iii) プロジェクト・チームは，国（大蔵省，建設省，国土庁及び当該土地所管省庁），地元地方公共

団体，学識経験者等で構成し，必要に応じ，民間の意見を聴取する。

iv) 検討に当たっては，全体構想についてコンペを行う等により，民間の創意，工夫の導入に努める。

v) 利用構想等の検討に当たっては，次の点に配慮する。

周辺地域の都市環境に応じ，公共公益施設の確保，住環境の改善及び地域の防災性向上に配慮すること。

都市再開発等に当たっては，民間の能力を活用するよう配慮すること。

当該土地の所在する地域の状況から見て，将来の利用に資することが有用な部分については，当面，保全・留保あるいは暫定的利用等長期的視点に立った利用方法についても配慮すること。

vi) プロジェクト・チームの検討結果については，推進本部において所要の調整を図る。

イ 推進主体

民活可能土地に係る事業の推進主体は，原則として民間の事業体であるが，基盤整備を必要とするものについては，次のような事業主体であることが望ましい。

(ア) 都市計画事業の認可を受けた民間事業主体

基盤整備と建築物の建築等を一体として都市計画事業として行うことができる場合であって，民間の創意，工夫，能力を活用することが望まし

い場合

(イ) 市街地再開発組合，土地区画整理組合等

当該国有地のみでなく周辺地域を含めた面的基盤整備を行う必要があり，周辺地域の地権者が組合を設立して事業を行う意向のあるとき。この場合，国が組合の一員として事業に参画することも検討する。

(ウ) 地方公共団体（公社を含む。）及び住宅・都市整備公団

基盤整備の内容，規模等からみて，地方公共団体又は住宅・都市整備公団が実施することが望ましい場合

ウ 処分方式

民活可能土地の処分については，公正かつ適正であることはもとより，地価の動向への配慮，利用構想等に沿った活用等を基本として，次の方式によるべきである。

(ア) 民間への直接処分対象土地

一般競争入札を原則とするが，地価の動向，周辺環境との調和，公共性等に配慮し，それぞれの処分対象土地の状況に応じ，利用目的，着工時期，完成時期等の条件を付した競争入札の活用を図る。

(イ) 望ましい土地利用の在り方検討対象土地

利用目的等に即した条件付競争入札等に活用を図る。

(ウ) 利用構想検討対象土地

原則として事業の推進主体（上記イ(ア)～(ウ)の場合）との随意契約による。

(エ) 基盤整備終了土地の民間への処分

地方公共団体又は住宅・都市整備公団が基盤整備を行った後，民間へ処分する場合は，原則として，条件付競争入札，公募による分譲等によることとするほか，特に民間の創意，工夫を導入する必要がある場合には，コンペを活用した処分方式の導入を図る。この場合，公正の確保に十分配慮する。

(3) その他国有地等の有効活用の推進

上記(1)で点検対象とした行政財産等以外の国有地等について，次の措置をとる。

- i) 地方公共団体，公益法人等に貸付中の国有地について，地方公共団体等の協力を得て総点検を行い，その有効活用を推進する。
- ii) 都内国立試験研究機関等の筑波移転跡地のうち，未処理のものについては，地方公共団体の協力を得て，その早期有効活用の推進を図る。
- iii) 臨時行政調査会答申の趣旨に即し，住宅・都市整備公団既存賃貸住宅の建替え，改築等による土地の高度利用の一層の推進を図る。

国は，国有地の使用状況，有効活用に係る情報システムの整備に努める。

(4) 民間活力活用のための新たな方策の導入

今後，更に国有地の有効活用を一層推進していくため，次の措置を講ずる必要がある。

ア 土地信託制度の導入

土地信託は、最近、民有地における「所有から利用へ」の動きの中で活用され始めた制度であり、今後なお増加することが予想される。また、地方公共団体においても、公有地の土地信託による有効活用が検討されている。

国有地については、民間の能力、資金を活用してその有効活用を推進する上で有効な手段の一つと考えられるが、現行の国有財産法等の法制では土地信託を予定していない。したがって、政府は、土地信託制度の法制上及び実施上の問題点を整理し、土地信託制度の導入を実現するために必要な法的整備の内容について早急に結論を得るものとする。

イ 庁舎等合築方式の活用とその範囲の拡大

市街地中心部等に所在する低層庁舎等敷地について、その有効活用を図るため、地方公共団体その他の公的団体との合築方式の活用を図るとともに、今後、民間との合築を認める方向で検討する。

(5) 国有地等有効活用担当大臣の指名

国有地有効活用の一層の推進を図るため、次の措置を講ずる必要がある。

「国有地等有効活用担当大臣」を指

名する。

国有地等有効活用推進本部の本部長には担当大臣を充て、その構成は、担当大臣が関係大臣と協議して定める。

おわりに

今回の答申は、臨時行政調査会答申に基づく行政改革を更に展開していくため、政府の要請にこたえ、あるいは当審議会の発意で検討した提言を内容としている。臨時行政調査会答申が指摘した具体的改革方策の実施はもちろん、当審議会の今回の提言もこれを確実に実行されることを政府に強く要望する。

行政改革は、その進展に伴い、より根本的な課題に直面せざるを得なくなっている。このため、様々な立場からの不満や抵抗も生じている。しかし、あらゆる関係者がその利害関係を超えて問題を理解しようとしなければ、本格的な改革はあり得ないのである。

大局的な見地に立ったそのような努力が、行政改革を更に前進させ、活力に富み、国際的にも開かれた我が国の将来への足固めを可能とするのである。

全体としての国民の考えは、行政改革のより強力な推進を求めている。このような期待にこたえ、当審議会としては、設置期限までの約1年間、改革の推進と問題の具体化に更に努力していく考えである。